



第4次岩出市男女共同参画プラン

ハーモニープラン

～ 共に歩もう 輝く未来へ ～



平成 29 年 3 月
岩出市

はじめに



男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会である男女共同参画社会づくりは、国の最重要課題の一つと位置づけられ、平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）などに基づき、国や自治体、企業においても、様々な取り組みが進められています。

岩出市でもこれまで、あらゆる人がいきいきと生活し、住んでよかったと思えるまちとなるよう、男女共同参画プランに基づき各施策に取り組んでまいりました。

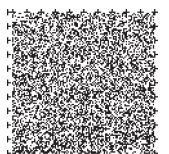
今回策定しました「第4次岩出市男女共同参画プラン」は、男女共同参画に関連する法律や、平成27年度に実施しました第4次住民意識調査の結果を反映させ、課題解決に向け、着実に前進するための計画としています。

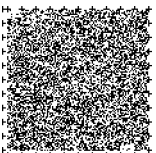
とりわけ、発生確率が高まる南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されている岩出市では、国の「第4次男女共同参画基本計画」にありますように、『災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。』ことから、『災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。』と考え、この男女共同参画プランの推進が減災あるいは防災・復興対策に繋がるものと捉え、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様、事業所の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このプラン策定にあたりご審議いただいた岩出市男女共同参画プラン策定委員会委員の皆様をはじめ、第4次住民意識調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

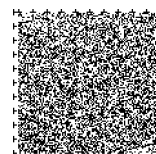
岩出市長 中芝正幸



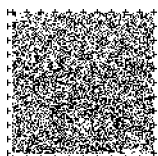


目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の背景	1
2 プランの位置付け	3
3 プランの期間	3
第2章 岩出市の男女共同参画を取り巻く現状.....	4
1 統計データから見える岩出市の現状	4
2 アンケート結果から見える現状	12
第3章 プランの基本的な考え方.....	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 プランの体系	26
第4章 プランの内容.....	28
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	28
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進	28
重点目標2 多様な分野での男女共同参画の推進	31
基本目標2 いきいきと暮らせる地域づくり	34
重点目標1 まちづくりへの男女共同参画促進	34
重点目標2 家庭生活の中での男女共同参画の促進	38
基本目標3 働きやすい環境の整備	41
重点目標1 雇用分野における男女共同参画の推進	41
重点目標2 就業意欲の形成と就業能力の開発・向上	46
重点目標3 自営業・農業等における男女共同参画の推進	48



基本目標 4	安全・安心して暮らせる環境づくり	50
重点目標 1	あらゆる暴力の根絶	50
重点目標 2	安心して相談できる環境づくり	53
重点目標 3	自立への支援体制の整備	55
重点目標 4	多様性を認め、様々な困難な状況におかれている人が 安心して暮らせる環境づくり	57
重点目標 5	男女共に生涯を通じた健康支援	60
基本目標 5	行政組織内の取り組み	63
重点目標 1	行政組織内の意識改革	63
重点目標 2	女性職員の登用と環境づくりの推進	65
資料編		67
1	用語解説	67
2	男女共同参画社会基本法	73
3	和歌山県男女共同参画推進条例	78
4	岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例	83
5	岩出市男女共同参画プラン策定委員会名簿	85



1 プラン策定の背景

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 2 条で定義されている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である「男女共同参画社会」の実現は、我が国における最重要課題として位置づけられています。

また、人口減少の進展や人口構造の変化は、社会の担い手不足を引き起こし、地域のコミュニティ機能の低下や、日本の経済成長の鈍化、財政・社会保障制度をめぐる環境の悪化等社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このようななか、女性をはじめとする潜在的な力をもつ様々な人材の活躍の重要性が増し、期待が高まっています。

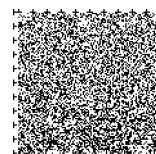
岩出市は、これまでも男女共同参画社会の実現にむけて様々な施策に取り組んできました。一定の成果は見られるものの、今もなお解決しなければならない課題が多く存在します。

本プランは、これまでの取り組みにおける課題や住民意識調査の結果を踏まえ、社会経済情勢に対応した新たな視点を設けるとともに、すべての人が生きやすい男女共同参画社会の実現に向け、ここに本プラン「第 4 次岩出市男女共同参画プラン」を策定します。

（１）国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国における重要課題として位置づけています。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年「男女共同参画基本計画」、平成 17 年「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を経て平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定し、女性の活躍促進による経済活性化、女性に対するあらゆる暴力の根絶、困難を抱えた人々への対応等の取り組み等が進められています。



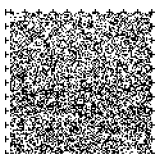
また、同年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が可決、成立し、地方公共団体における推進計画や事業主に対しては行動計画を定め、推進を図ることとされています。

(2) 県の動き

県は、平成14年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、条例に基づき、平成15年3月に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、平成19年3月には改定を行い、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進しています。平成23年に「第3次和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、「各分野での女性の積極的な登用促進」、「防災・災害復興体制整備の方針決定過程への女性の参画推進」、「市町村における男女共同参画推進」等を盛り込み、「元気な和歌山」の実現に向け、様々な取り組みを効果的に進めており、今後も、県民や事業者、県内各市町村との連携・協働のもと、取り組みを推進していくこととしています。

(3) 岩出市の動き

岩出市では、平成15年3月に「岩出市男女共同参画プラン」を策定し、また平成18年3月には「第2次岩出市男女共同参画プラン」、さらに平成24年3月には「第3次岩出市男女共同参画プラン“ハーモニープラン ～共に歩もう 輝く未来へ～”」を策定し、岩出市民が性別にかかわらず、個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できる社会の実現を目指したまちづくりを推進しています。



2 プランの位置付け

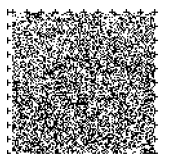
本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく、「市町村男女共同参画基本計画」として位置づけます。

国の第4次男女共同参画基本計画、和歌山県男女共同参画基本計画、第2次岩出市長期総合計画及び岩出市人権施策基本方針との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。

なお、本プランの「基本目標3 働きやすい環境の整備」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を、「基本目標4 安全・安心して暮らせる環境づくり」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をそれぞれ反映させたものとします。

3 プランの期間

プランの計画期間は、平成 29 年度（2017 年）から平成 33 年度（2021 年）までのおおむね5か年とします。



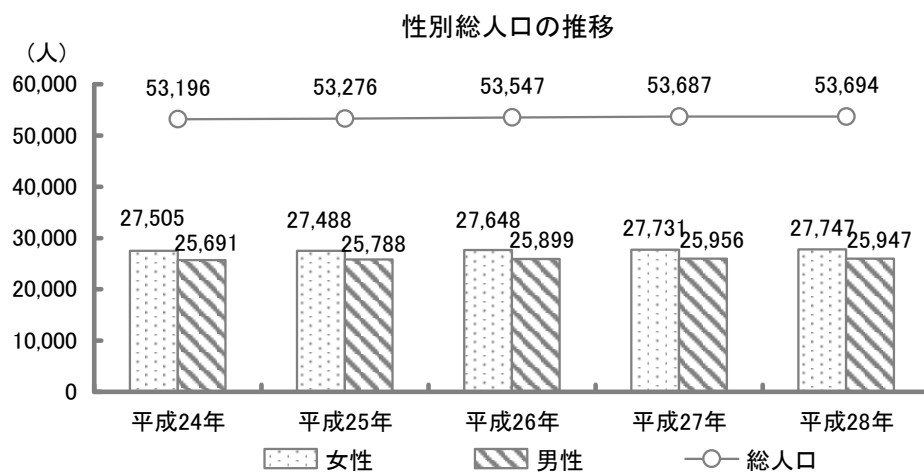
第2章

岩出市の男女共同参画を取り巻く現状

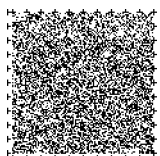
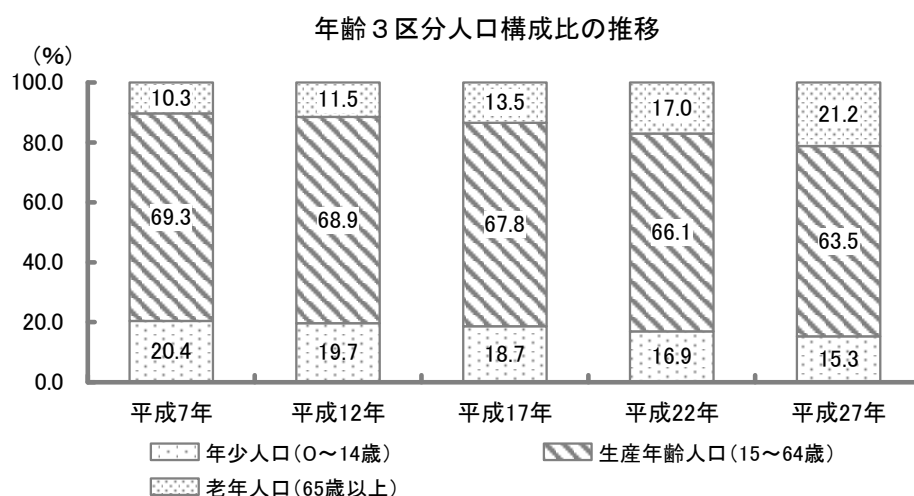
1 統計データから見える岩出市の現状

(1) 人口の状況

岩出市の総人口は、平成24年から平成28年の5年間で約500人増加しています。人口を男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向で推移しています。



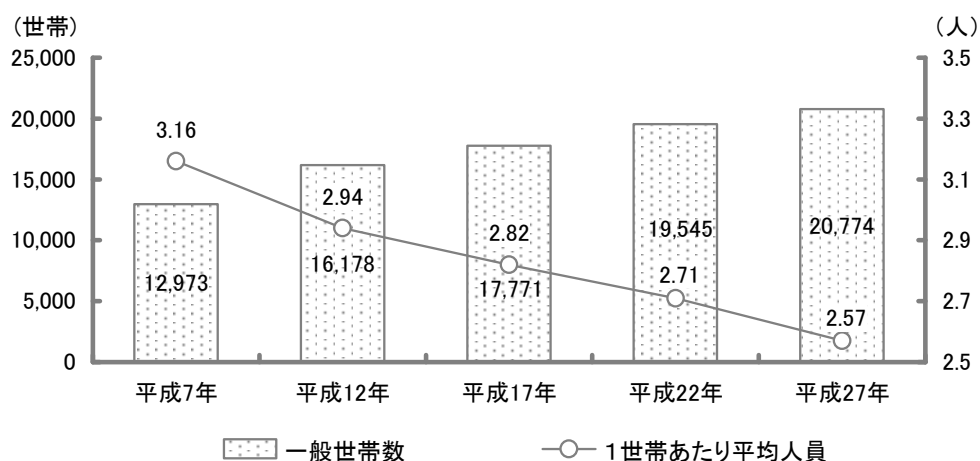
年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しています。このことは、生産年齢人口の減少も示しています。



(2) 世帯の状況

一般世帯数は増加を続けており、平成7年から平成27年の20年間で約7,800世帯増加しています。一方で、1世帯当たり平均人員は減少を続けており、平成27年で2.57人となっています。

一般世帯数と世帯人員の推移

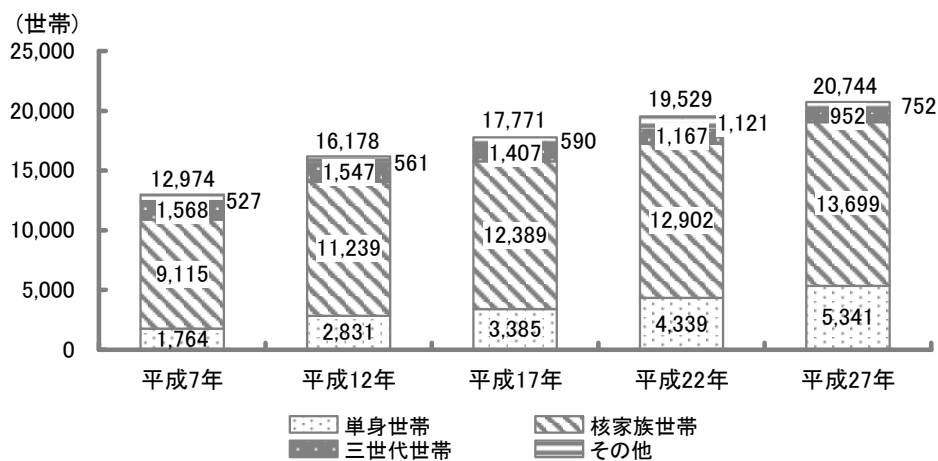


資料：国勢調査

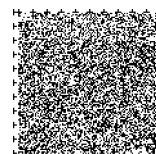
世帯区分の推移をみると、一般世帯数の増加に伴って、核家族世帯や単身世帯が増加しており、平成27年には、平成7年に比べ核家族世帯が約1.5倍、単身世帯は約3.0倍となっています。

一方、三世帯世帯は減少しており、平成27年には952世帯となっています。

一般世帯数と世帯区分の推移

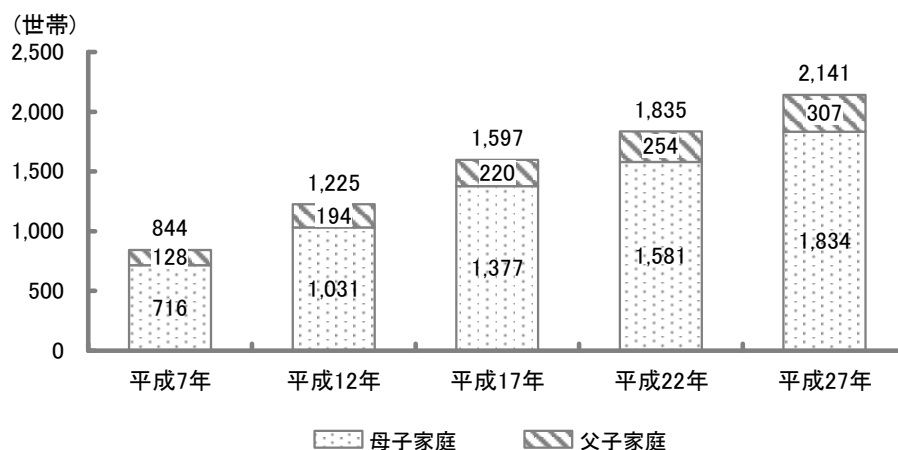


資料：国勢調査



ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭、父子家庭ともに平成7年から増加しており、平成27年では、母子家庭は1,834世帯、父子家庭は307世帯となっています。

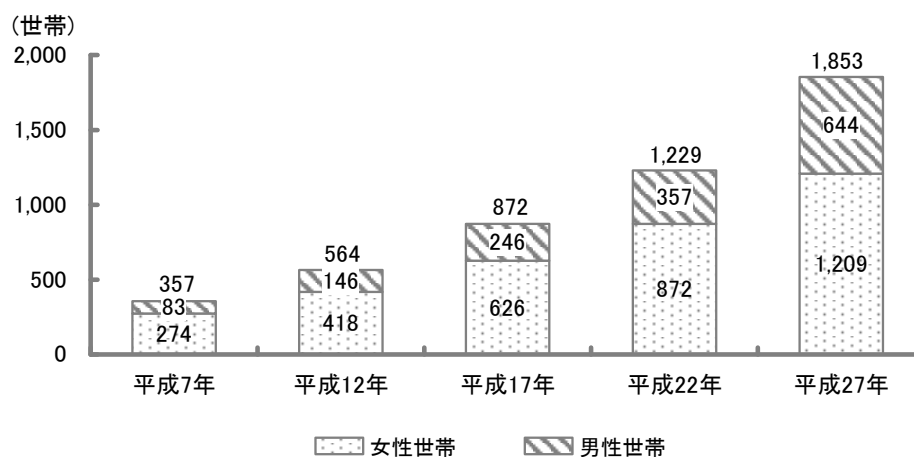
ひとり親家庭の推移



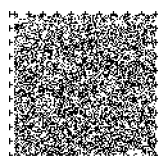
資料：国勢調査

高齢者単身世帯の推移をみると、年々増加しており、平成27年には1,853世帯となっています。

高齢者単身世帯の推移



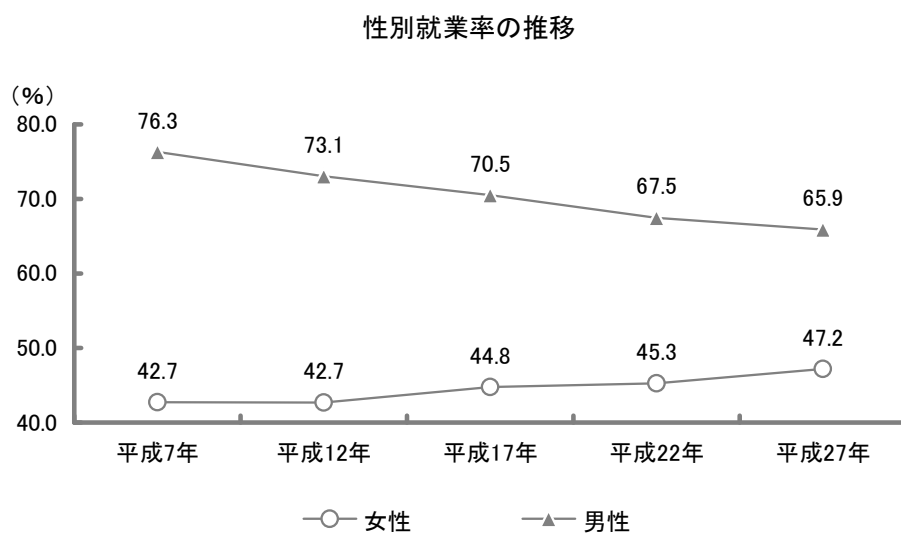
資料：国勢調査



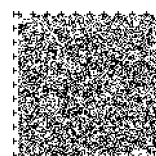
(3) 就労の状況

性別就業率の推移をみると、女性の就業率は平成7年から4.5ポイント増加し、平成27年では47.2%となっています。

また、男性の就業率は平成7年から10.4ポイント減少し平成27年では65.9%となっています。

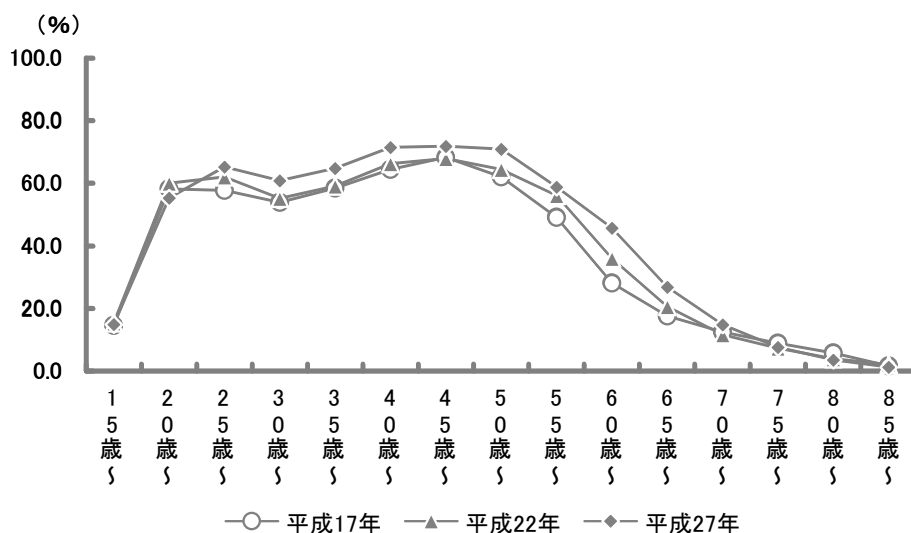


資料：国勢調査



女性の年齢別就業率の推移をみると、30 歳代を底とする就業率の落ち込み（M字カーブ）は、平成 27 年にかけて緩やかになっています。

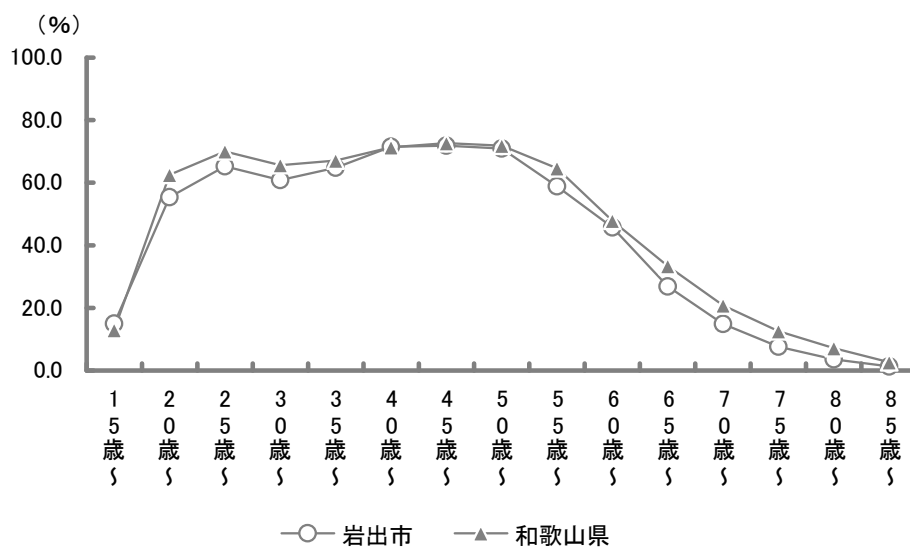
女性の年齢別就業率の推移（岩出市）



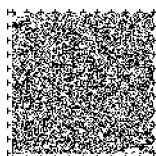
資料：国勢調査

しかしながら、県と比較するとM字カーブは、岩出市が大きくなっています。

女性の年齢別就業率の比較
(平成 27 年 岩出市・県)



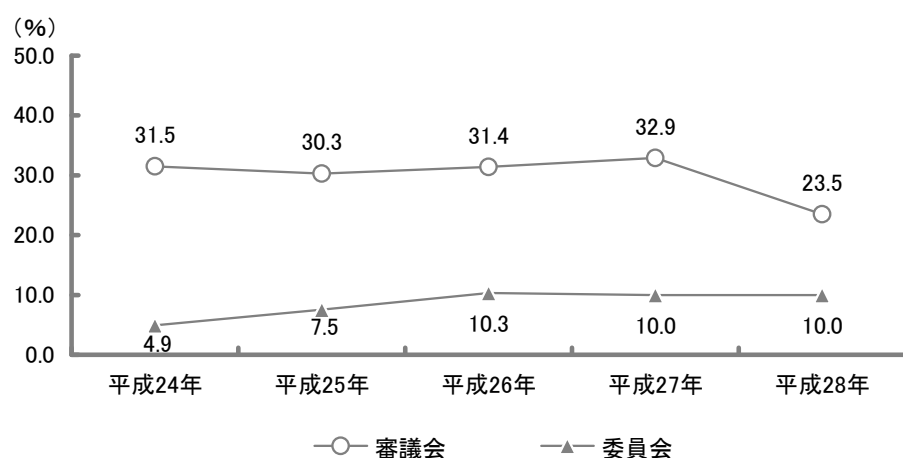
資料：国勢調査



(4) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

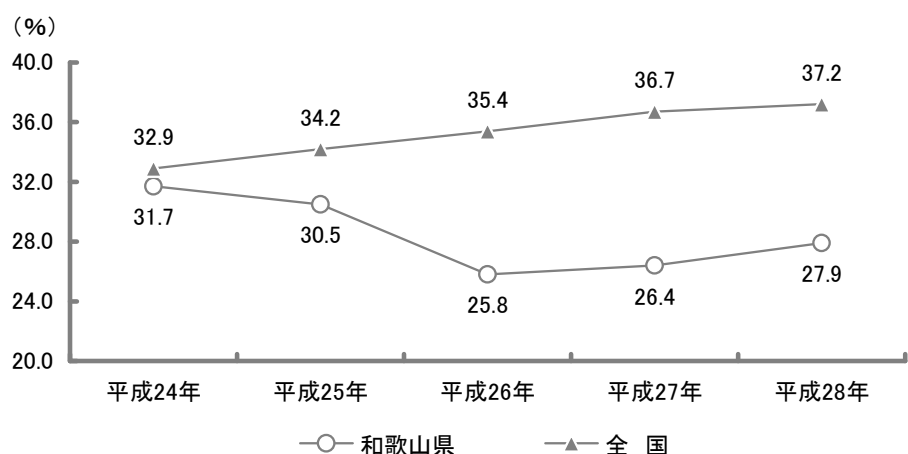
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に基づく委員会等の女性委員の割合の推移は、やや上昇傾向にありますが、同法第 202 条の 3 に基づく審議会等においては、平成 28 年には 23.5%と減少しています。

審議会等における女性委員の割合の推移（岩出市）

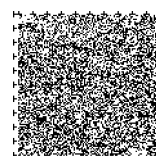


資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

審議会等における女性委員の割合の推移（県・国）



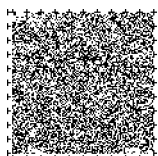
資料：和歌山県青少年・男女共同参画課（和歌山県）
内閣府 国の審議会等における女性委員の参画状況（全国）



審議会等の女性の登用の内訳

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

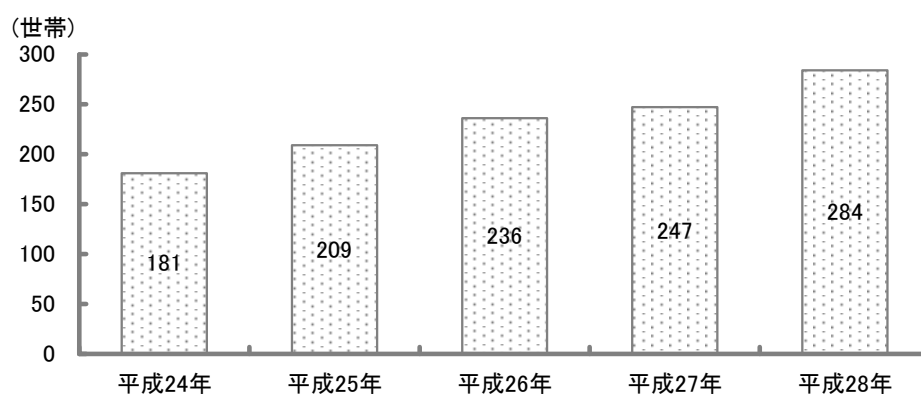
	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割合 (%)
1	防災会議	28	1	3.6
2	民生委員推薦会	10	3	30.0
3	介護認定審査会	15	1	6.7
4	公民館運営審議会	7	5	71.4
5	社会教育委員会	8	2	25.0
6	スポーツ推進審議会	20	7	35.0
7	図書館協議会	10	5	50.0
8	地方文化財保護審議会	6	0	0.0
9	都市計画審議会	10	1	10.0
10	国民保護協議会	20	0	0.0
11	介護保険運営委員会	12	4	33.3
12	岩出市上水道事業運営 審議会	10	4	40.0
13	環境をまもる審議会	17	3	17.6
14	岩出市消防委員会	13	3	23.1
15	情報公開個人情報保護 審査会	5	1	20.0
16	学校給食運営委員会	26	12	46.2
17	障害支援区分認定審査会	4	0	0.0



(5) 男女の健康づくりや生活支援の状況について

生活保護世帯数の推移をみると、平成24年以降約100世帯が増加し、平成28年には284世帯となっています。

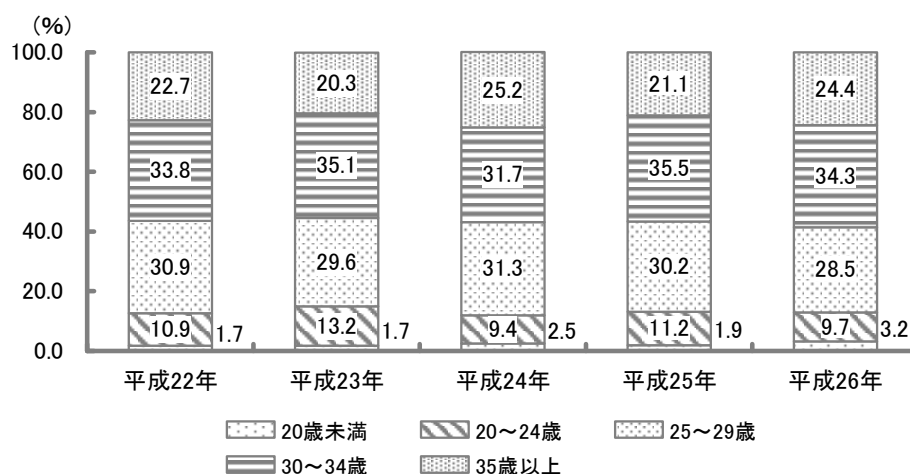
生活保護世帯数の推移



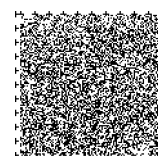
資料：庁内資料（各年3月末現在）

母親年齢階級別出生割合の推移をみると、30歳以上で出産する割合が増加傾向にあります。

母親年齢階級別出生割合の推移



資料：和歌山県保健統計年報



2 アンケート結果から見える現状

(1) 調査の概要

本調査は、平成 22 年度に「男女共同参画に関する第 3 次住民意識調査」を実施してから 5 年が経過した平成 27 年度に、改めて岩出市民の意識変化を調査することにより、家庭や職場、学校等日常生活の様々な場面における、男女共同参画社会についての意識や意見等を把握し、第 4 次プラン策定の基礎資料とすることを目的としています。

①調査対象

【一般】平成 27 年 10 月 1 日を基準日とした、20 歳以上の岩出市民 2,500 人

【子育て世帯】乳幼児健診受診児童保護者、公立保育所年長児・市内小中学生保護者 1,028 人

②抽出方法

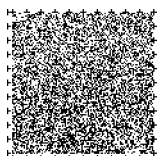
【一般】住民基本台帳に基づく無作為抽出（男女各 1,250 人を年齢層を均等に抽出）

【子育て世帯】平成 27 年 11 月乳幼児健診受診児童保護者（悉皆）、公立保育所年長児保護者（悉皆）、市内各小学 2・4・6 年、中学 2 年保護者 1 クラス抽出（クラス無作為）

③調査方法

【一般】郵送による調査票の配布及び郵便受取人払いによる回収

【子育て世帯】検診場所での手渡し又は児童生徒による持ち帰りによる調査票の配布、郵便受取人払いによる回収



④調査期間

平成 27 年 11 月 6 日～12 月 10 日

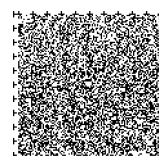
⑤回収結果

【一般】889 件（有効回収率 35.6%）

【子育て世帯】367 件（有効回収率 35.7%）

⑥報告書の見方、注意点

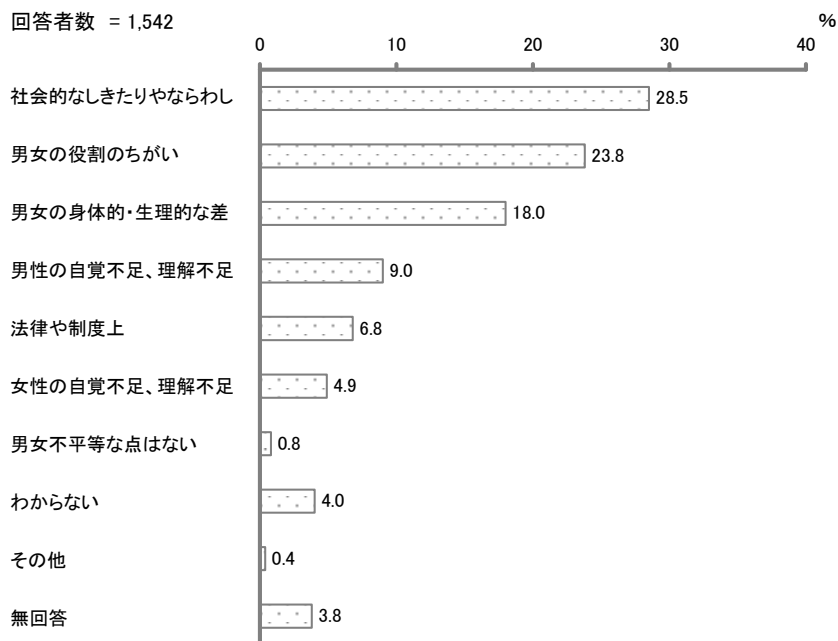
- 1 設問の最後の【一般】【子育て世帯】は、それぞれの結果の調査対象を記しています。
- 2 回答比率は、回答者数を 100%として算出し、小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、内訳の合計が計に一致しない場合があります。また、複数回答の設問の場合は、回答比率（%）の計 100.0%を超えます。
なお、回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される場合があります。ことに留意が必要です。
- 3 図表の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載していますが、一部簡略化した表現を用いている場合もあります。



(2) アンケート調査結果

社会における男女不平等の原因をみると、「社会的なしきたりやならわし」「男女の役割のちがいがいい」等の割合が高くなっています。【一般】

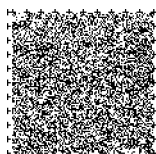
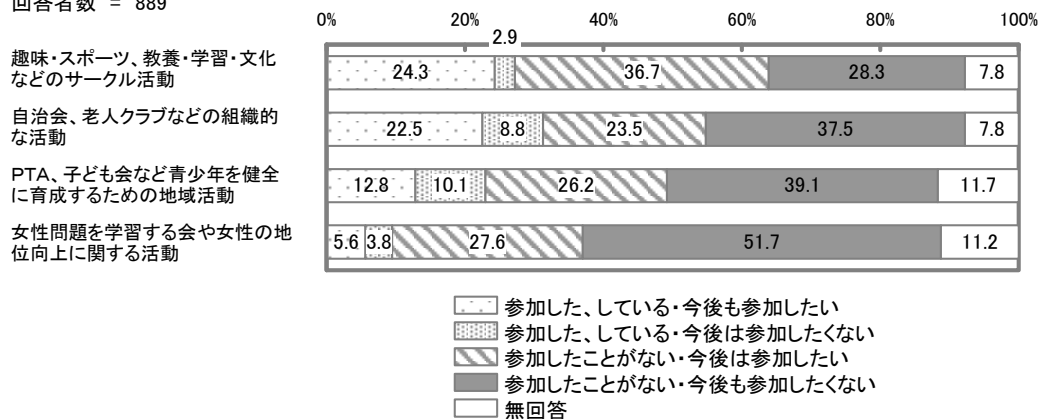
社会における男女不平等の原因



地域活動の参加状況をみると、女性問題を学習する会や女性の地位向上に関する活動で「参加したことがない・今後も参加したくない」の割合が高くなっています。【一般】

下記地域活動の参加状況

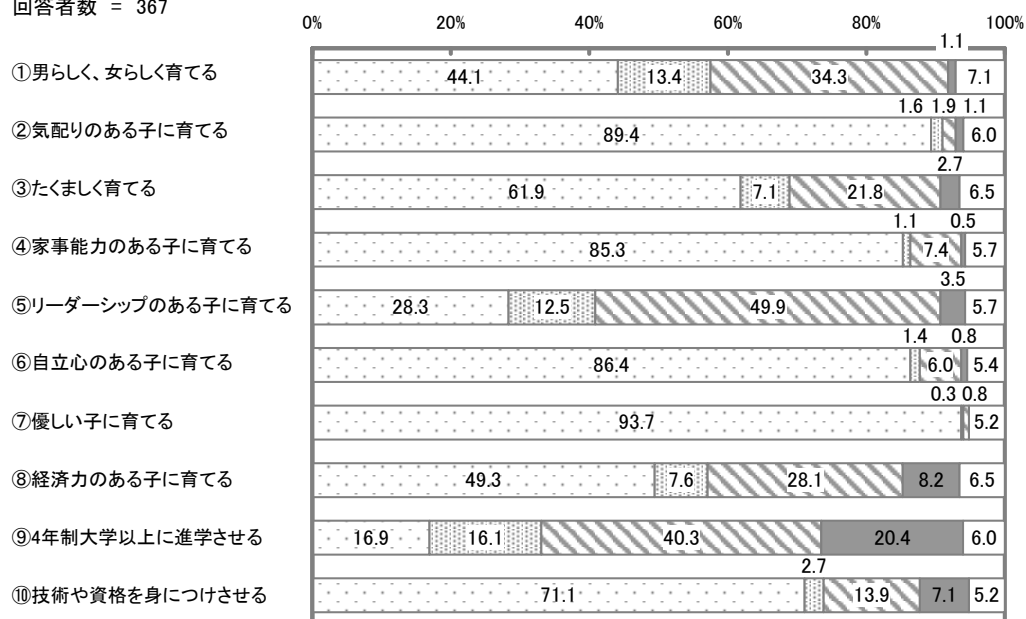
回答者数 = 889



子育てについて最も近いと思う意見をみると、女の子も男の子も⑦優しい子に育てるの割合が最も高くなっています。女の子は、男の子に比べて④家事能力のある子に育てるの割合が高く、⑧経済力のある子に育てる、③たくましく育てるの割合が低くなっています。【子育て世帯】

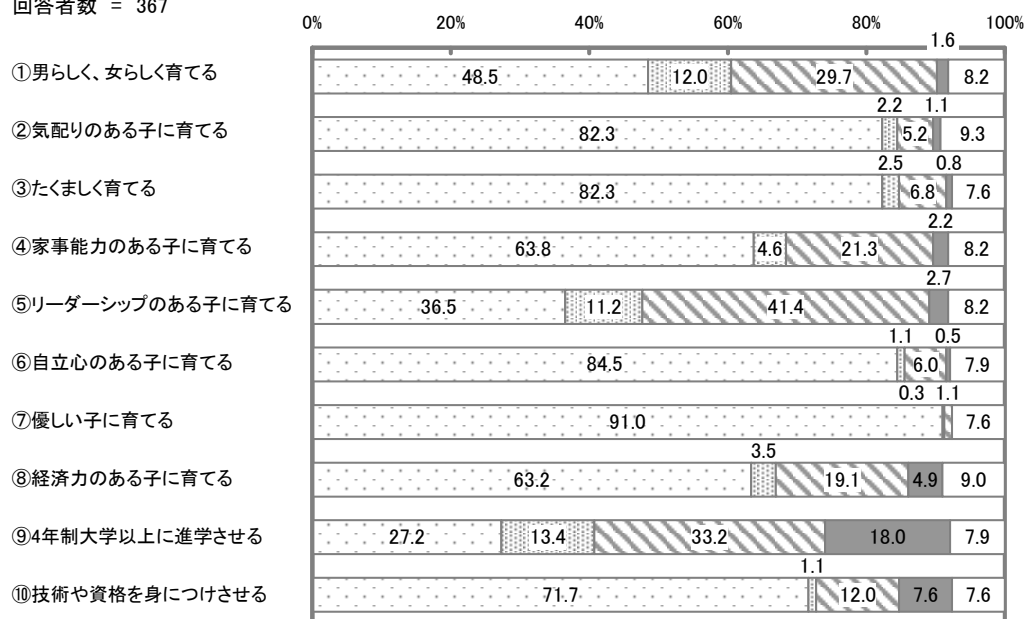
子育てについて最も近いと思う意見【女の子】

回答者数 = 367

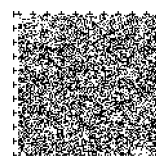


子育てについて最も近いと思う意見【男の子】

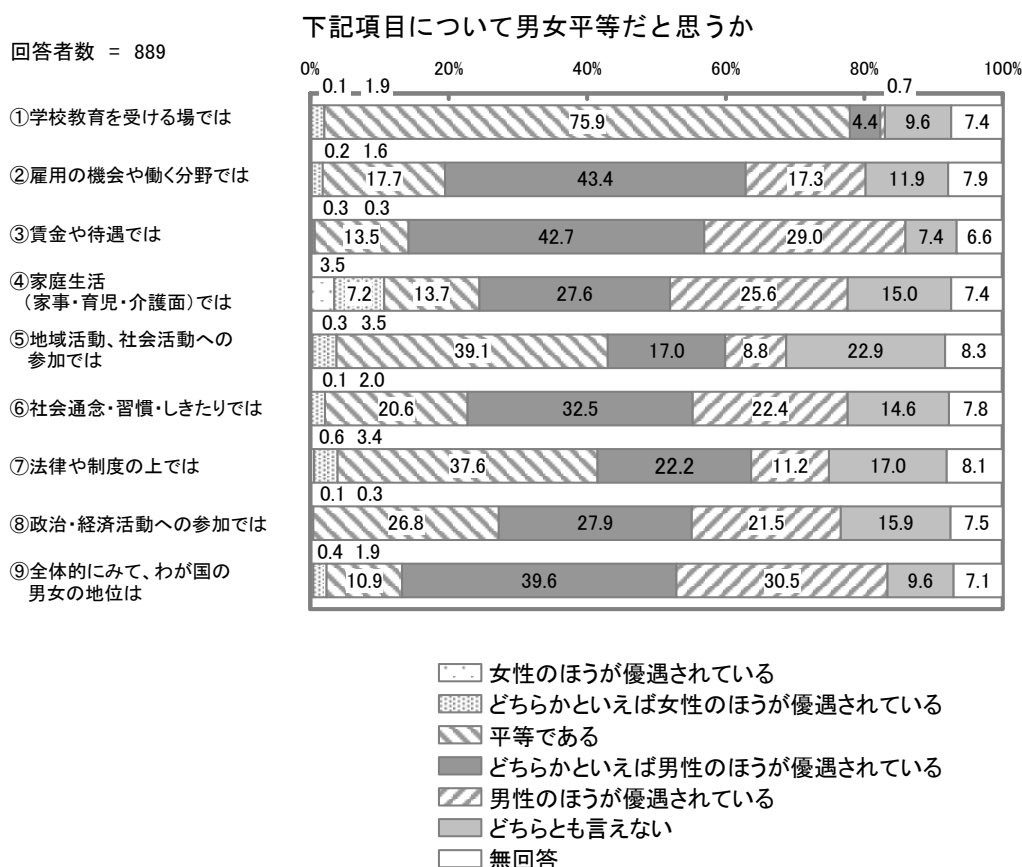
回答者数 = 367



そう思う
 思わない
 どちらでもない
 わからない
 無回答

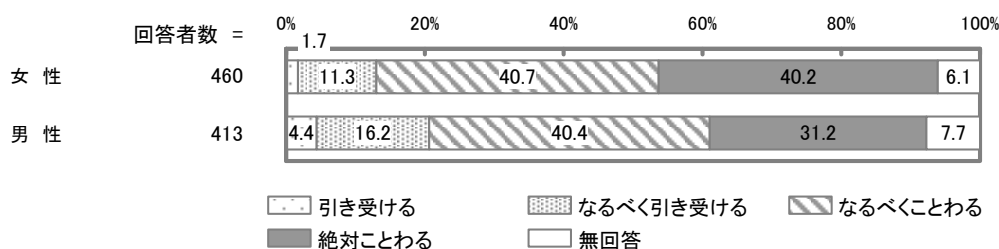


男女平等意識をみると、②雇用の機会や働く分野では、③賃金や待遇では、⑨全体的にみて我が国の男女の地位は、等で「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と「男性のほうが優遇されている」をあわせた“男性が優遇されている”の割合が高くなっています。【一般】



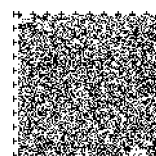
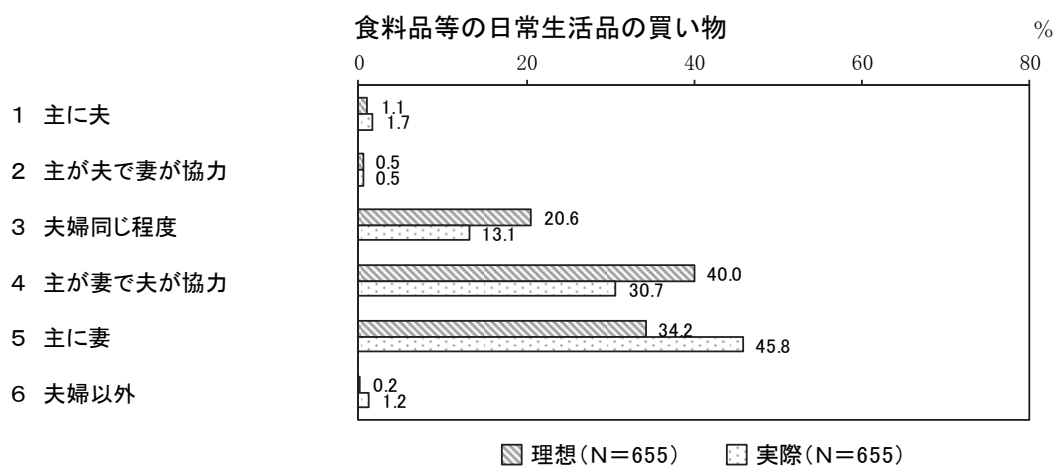
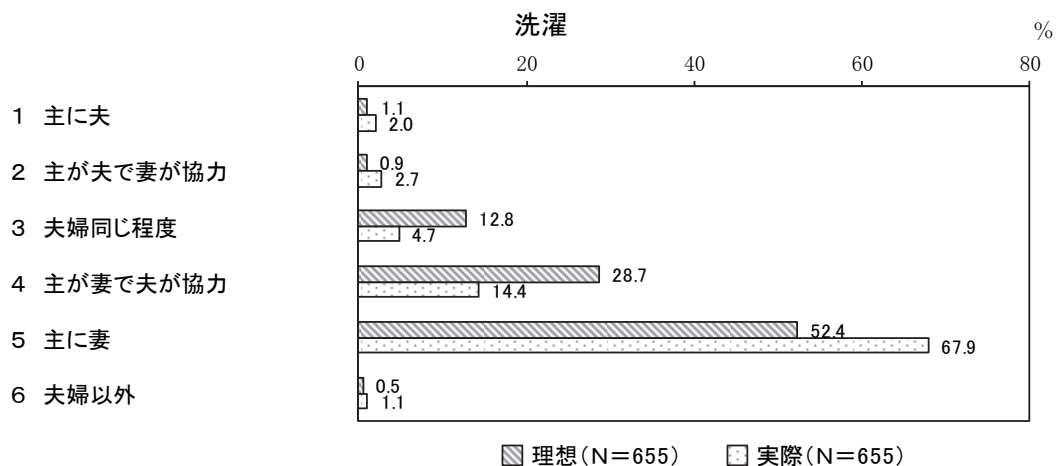
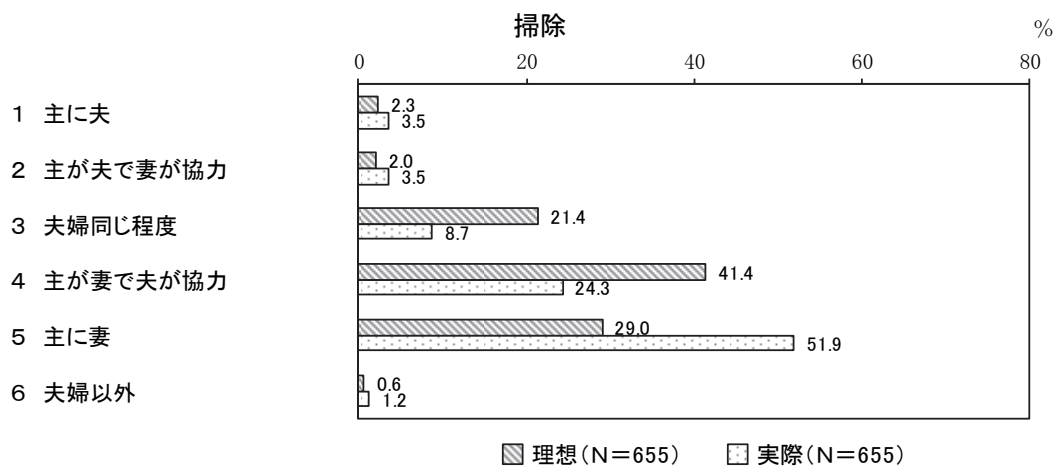
役職、公職への就任や立候補を依頼されたらどうするか、男女の対応をみると、女性は「引き受ける」と「なるべく引き受ける」をあわせた“引き受ける”と回答した割合が低くなっています。【一般】

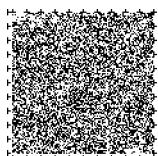
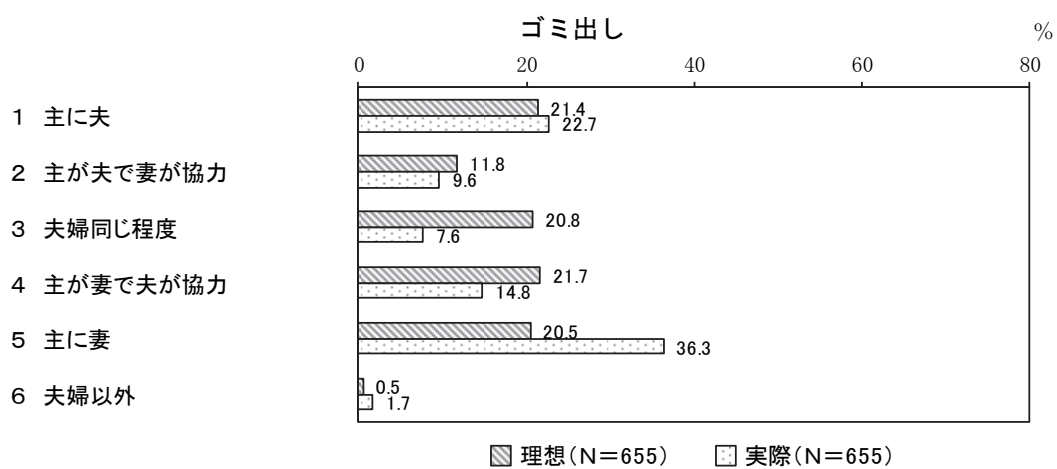
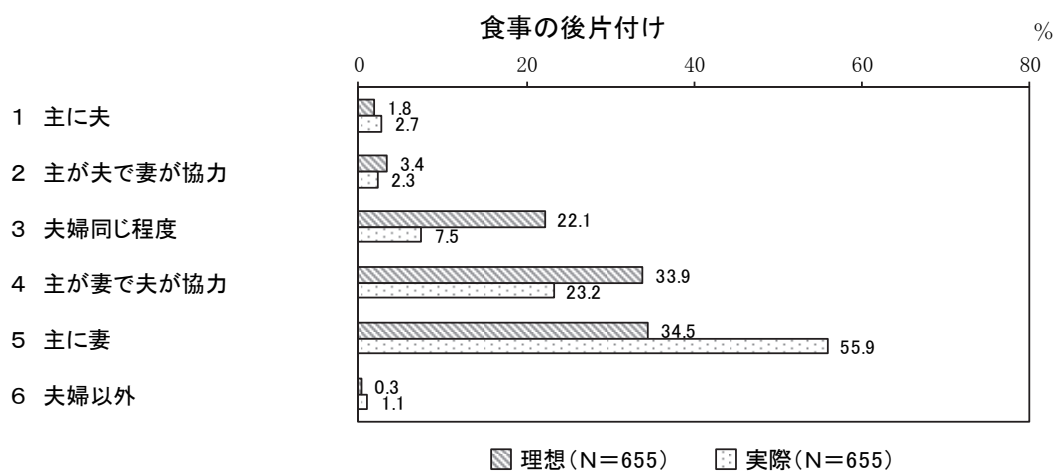
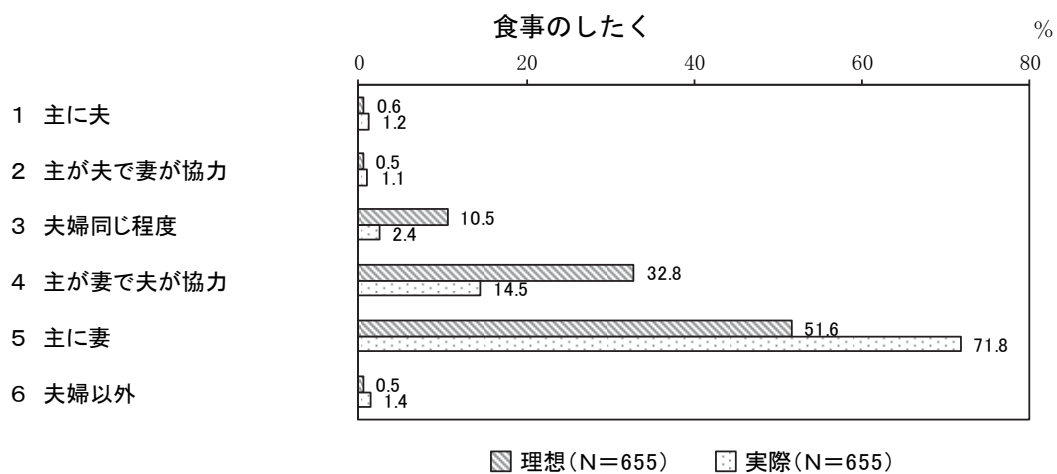
役職、公職への就任や立候補を依頼されたらどうするか

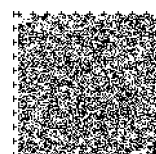
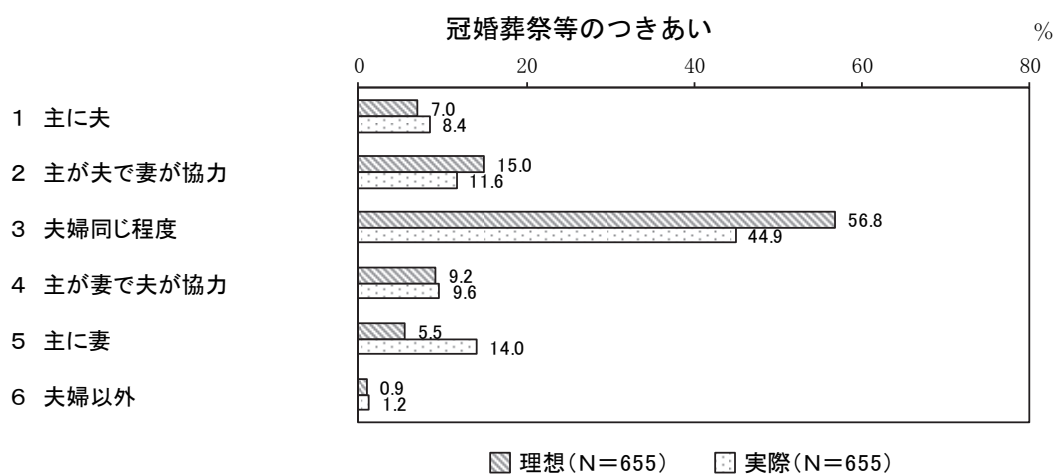
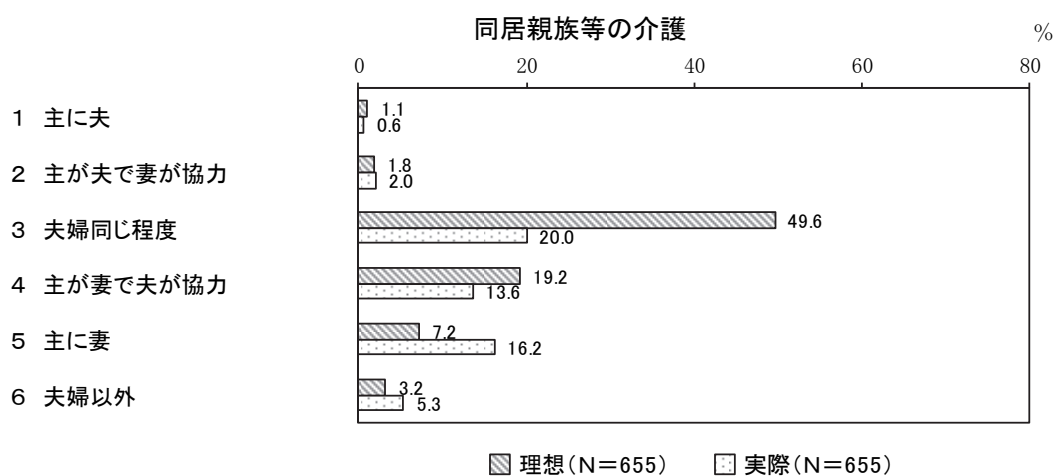
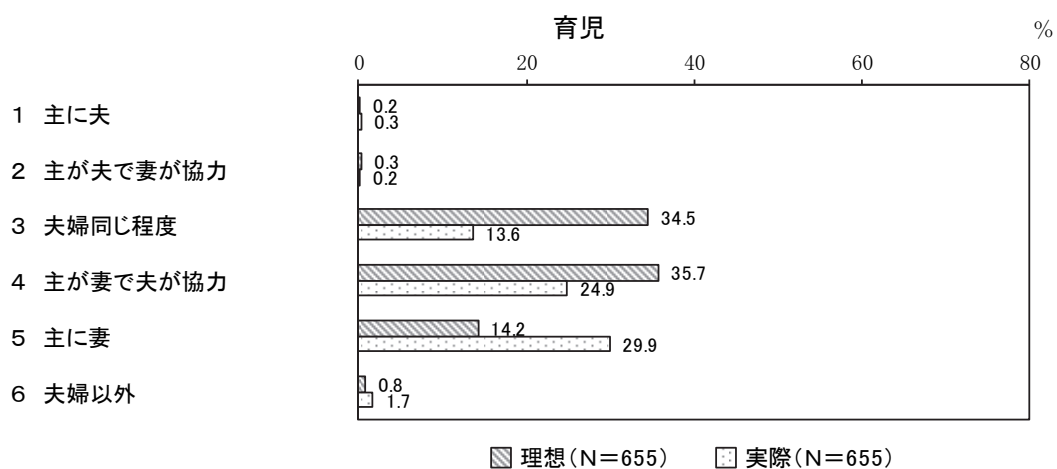


家庭での家事の役割について、理想と実際を比較すると、全ての項目において理想よりも実際に「主に妻」の割合が高くなっています。【一般】

家庭での家事の役割について【理想と実際】

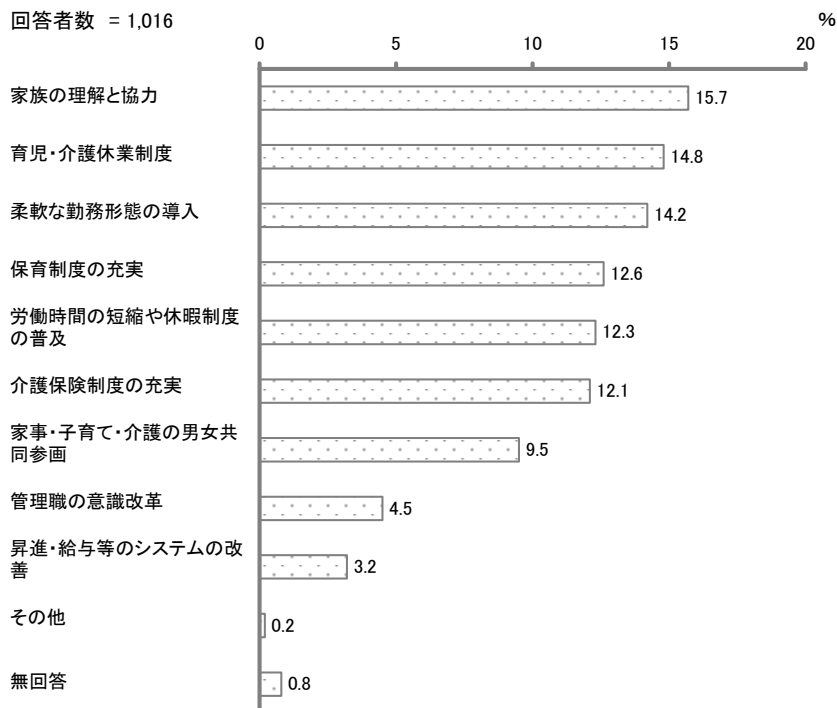






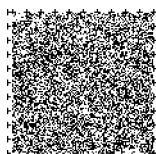
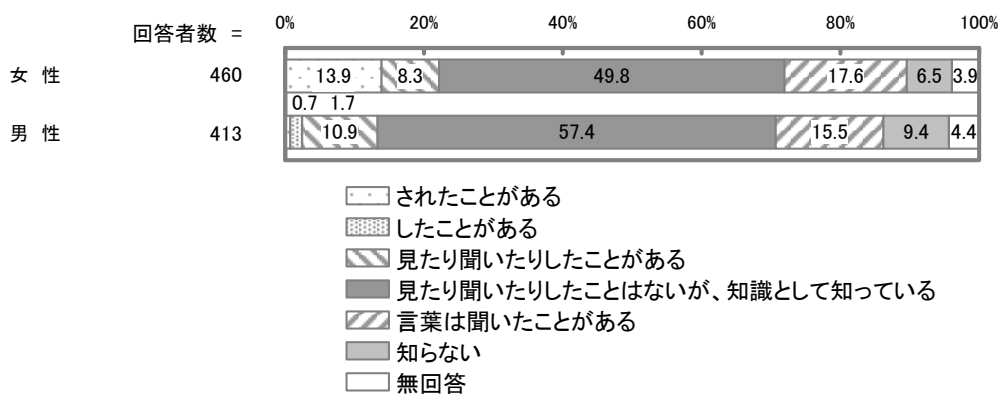
女性が働き続けるために必要だと思うことをみると、「家族の理解と協力」が最も高く、次いで「育児・介護休業制度」「柔軟な勤務形態の導入」の割合が高くなっています。【一般】

女性が働き続けるようにするためには、どのようなことが必要だと思うか



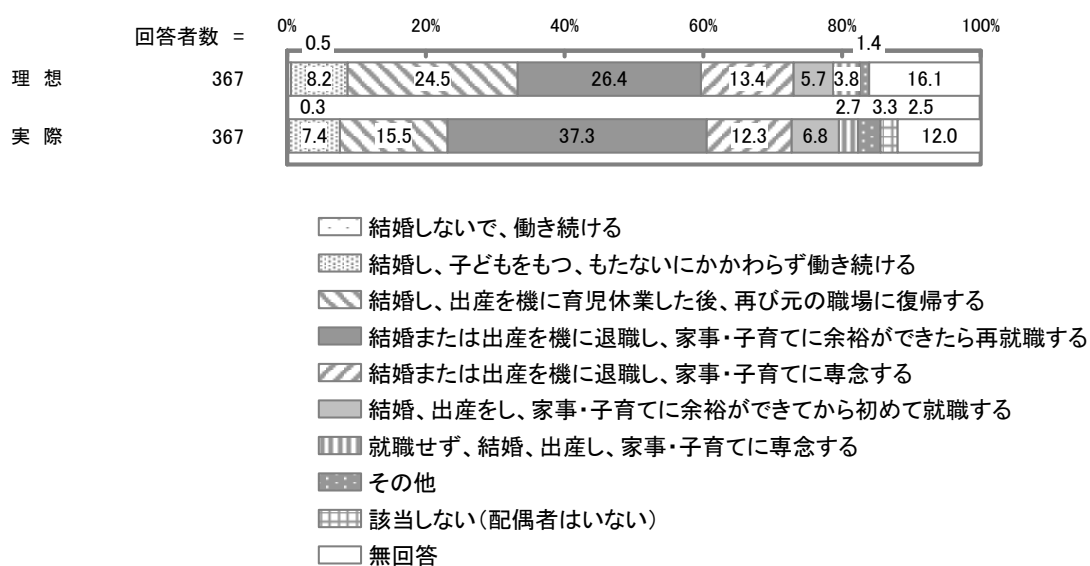
セクシュアル・ハラスメントの経験の有無をみると、男性に比べ女性で「されたことがある」の割合が高くなっています。【一般】

セクシュアル・ハラスメントの経験の有無



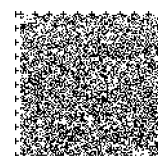
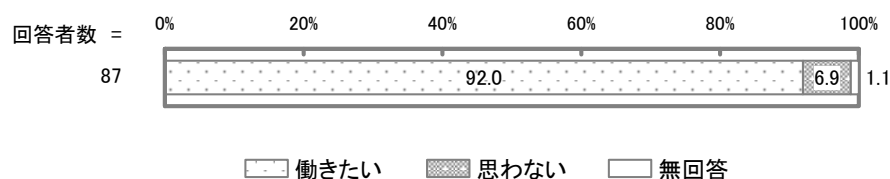
女性の生き方について、理想と実際を比較すると、理想では「結婚し、出産を機に育児休業した後、再び元の職場に復帰する」の割合が高くなっている一方で、実際では「結婚または出産を機に退職し、家事・子育てに余裕ができれば再就職する」の割合が高くなっており、育児休業後の職場復帰が必ずしも実現していないようです。【子育て世帯】

女性の生き方について【理想と実際】



子育て等の理由で、現在仕事をしていない方で、今後適当な仕事があれば働きたいと思うかをみると、「働きたい」の割合が約9割となっています。【子育て世帯】

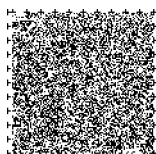
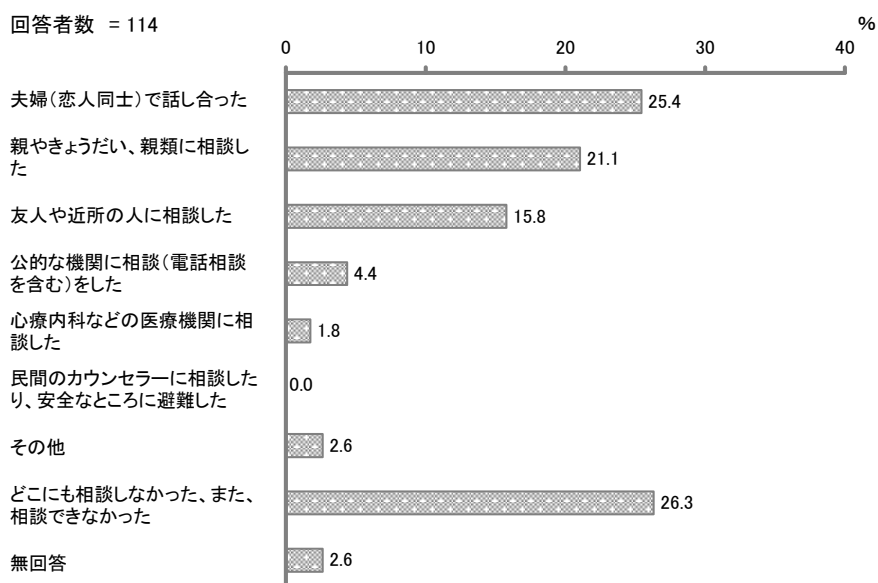
現在仕事をしていない方で今後、適当な仕事があれば働きたいと思うか



暴力を受けたことがある、暴力をふるったことがある人のDVへの対応をみると、「どこにも相談しなかった、また、相談できなかった」の割合が最も高くなっています。【一般】

暴力を受けたことがある、暴力をふるったことがある人のDVへの対応

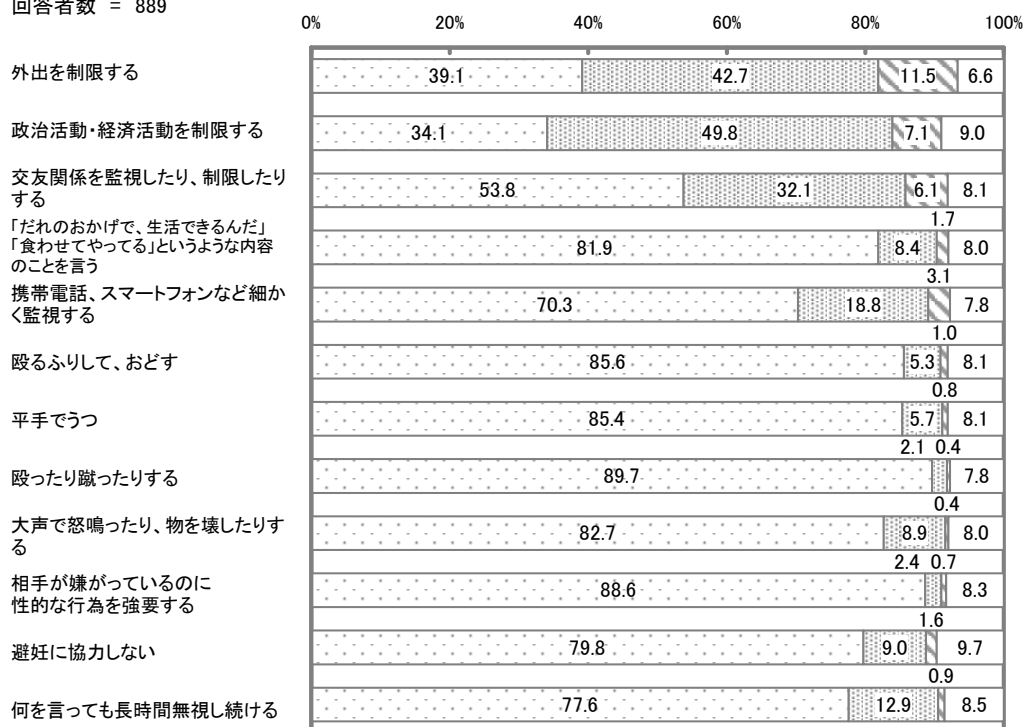
回答者数 = 114



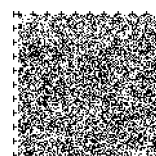
夫婦（恋人）関係における行為についてどのように思うかをみると、殴ったり蹴ったりする、相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する等で「どんなことがあっても許されない」の割合が高くなっている一方で、外出を制限する、政治活動・経済活動を制限することを「許される」行為であるとする割合が「許されない」を上回っています。【一般】

夫婦（恋人）関係における下記行為をどのように思うか

回答者数 = 889



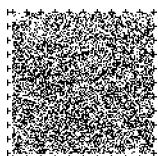
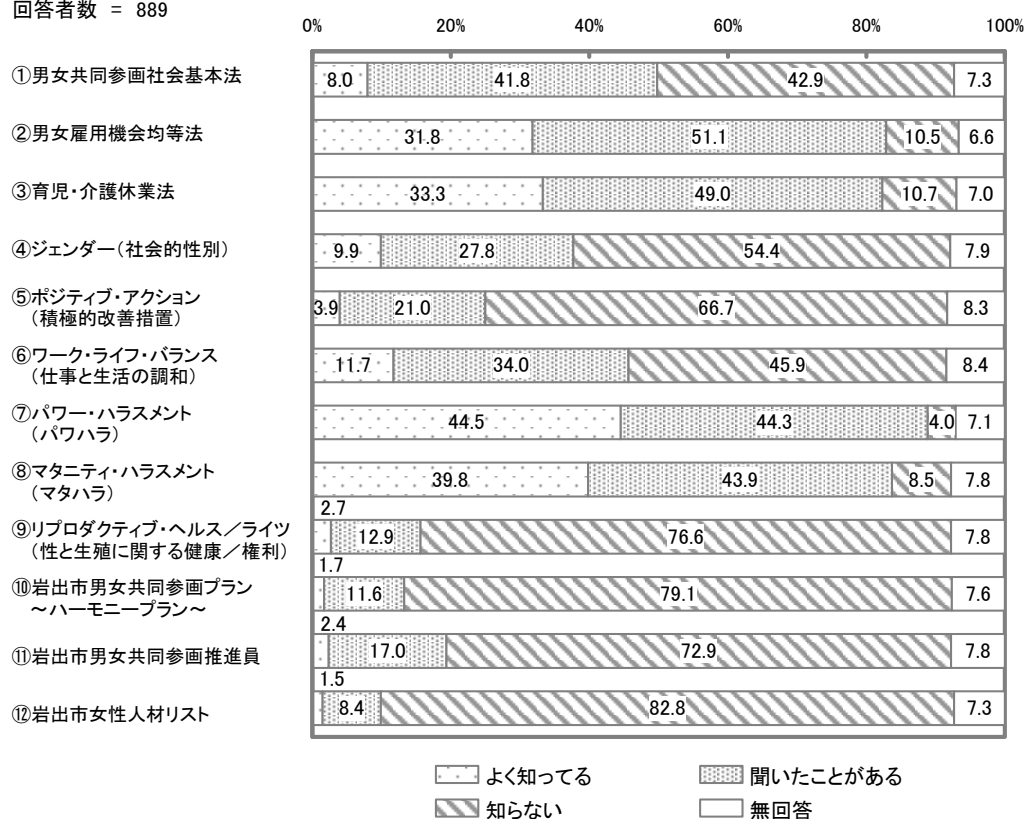
☐ どんなことがあっても許されない
 ☐ 場合によっては許される
 ☐ 許される
 ☐ 無回答



男女共同参画社会に関連する「ことば」や「ことがら」についての認知度をみると、⑫岩出市女性人材リスト、⑩岩出市男女共同参画プラン～ハーモニープラン～、⑨リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）で「知らない」と回答した割合が高くなっています。【一般】

下記の男女共同参画社会づくりに関連する「ことば」や「ことがら」についての認知度

回答者数 = 889



第3章

プランの基本的な考え方

1 基本理念

本プランは、「第2次岩出市長期総合計画」を踏まえ、岩出市民が性別に関係なく、多様な分野に参画できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を共に担い活躍できる「みんなが共に生きるまち」の実現を目指して、市民と地域、事業所、行政が一体となり男女共同参画を推進していくことを基本理念とします。

〔 基本理念 〕

みんなが共に生きるまちを目指して

2 基本目標

「みんなが共に生きるまちを目指して」、5つの基本目標のもとに計画を推進します。

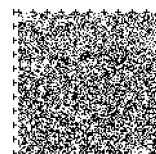
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

基本目標2 いきいきと暮らせる地域づくり

基本目標3 働きやすい環境の整備

基本目標4 安全・安心して暮らせる環境づくり

基本目標5 行政組織内の取り組み



3 プランの体系

基本理念

基本目標

重点目標

みんなが共に生きるまちを目指して

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進

(2) 多様な分野での男女共同参画の推進

2 いきいきと暮らせる地域づくり

(1) まちづくりへの男女共同参画促進

(2) 家庭生活の中での男女共同参画の促進

3 働きやすい環境の整備

(1) 雇用分野における男女共同参画の推進

(2) 就業意欲の形成と就業能力の開発・向上

(3) 自営業・農業等における男女共同参画の推進

4 安全・安心して暮らせる環境づくり

(1) あらゆる暴力の根絶

(2) 安心して相談できる環境づくり

(3) 自立への支援体制の整備

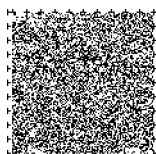
(4) 多様性を認め、様々な困難な状況におかれている人が安心して暮らせる環境づくり

(5) 男女共に生涯を通じた健康支援

5 行政組織内の取り組み

(1) 行政組織内の意識改革

(2) 女性職員の登用と環境づくりの推進



施策の方向

①男女共同参画社会への理解の促進 ②男女共同参画に関する調査研究と情報提供
③情報リテラシーの推進

①総合的な推進 ②生涯学習の中での推進 ③保育・教育の中での推進

①政策・方針決定過程への女性の参画のための環境の整備 ②地域・社会活動の活性化に向けた促進
③防災・復興分野における男女共同参画の推進 ④子育てしやすい環境づくり

①子どもに向けた推進 ②男性に向けた推進 ③女性に向けた推進

①男女雇用機会均等法の認識を深める啓発 ②働きやすい職場環境の整備
③子どもがいる労働者に対する支援 ④介護が必要な家族がいる労働者に対する支援 ⑤相談体制の整備

①就業・再就職支援等の整備 ②多様な働き方等への支援

①労働に対する正当な評価の推進 ②労働環境の整備と健康管理対策の推進 ③人材の育成

①DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDVについての啓発活動と理解促進
②性暴力や様々なハラスメントの防止対策の推進 ③児童・高齢者・障害者への虐待防止

①相談体制の充実 ②関係機関との連携・協力体制の強化

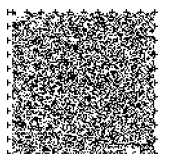
①被害者の保護と自立のための希望に沿った支援
②個人情報の保護 ③関係機関との連携・協力体制の強化

①高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり
②ひとり親家庭への支援
③性的少数者への理解の推進
④国際交流と理解の推進

①生涯にわたる健康支援の充実 ②思春期における健康づくり ③母子保健の充実

①職員の意識改革 ②審議会等委員への女性の参画拡大 ③プランの推進と検証

①人材育成の促進 ②職場における環境づくりの促進



基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

重点目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進

現状と課題

長く続いてきた男女の固定的な役割分業を前提とした社会制度・慣行が、市民の意識に影響を与えています。生まれながらに持った性別によって、「男だから」「女だから」といった理由で不利益をこうむることがあってはなりません。

住民意識調査では、男女の固定的な役割分担意識や、社会的なしきたり・ならわしに関して、問題意識を持つ人の割合が高くなっています。

また、学校教育においても、一人ひとりの個性や希望を尊重する進路指導や、男女の人権を尊重する教育の推進等、子どもの性別に縛られない教育や支援を求める声が強くなっており、男女共同参画社会に関する理解が広まりつつあります。

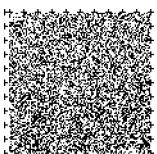
今後も、男女共同参画社会の実現を目指し、調査研究や普及啓発に努め、男女の不平等の原因となっている固定的な性別役割分担意識の払拭を図っていくことが必要です。

施策の方向

施策の方向 1 男女共同参画社会への理解の促進

すべての市民が生きやすい男女共同参画社会に向けて、市広報紙やウェブサイト等多様な広報媒体を活用し、市民が男女共同参画の意義を理解し、職場・学校・地域・家庭等において、社会制度や慣行の見直しにつながる身近で実践的な啓発活動を推進します。

取組		担当課
1	男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し	市長公室 福祉課

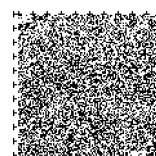


取組		担当課
2	固定的な性別役割分担意識に対する意識改革の促進	市長公室
3	男女共同参画を推進するための講演会・講座の開催	関係各課
4	市広報紙、ウェブサイト等を活用した啓発活動	市長公室 福祉課

施策の方向2 男女共同参画に関する調査研究と情報提供

国や県と連携し、社会制度や慣行の見直しにつながる先進事例等の情報収集に努めるとともに、市民の男女共同参画に対する意識や、男女共同参画が社会にもたらす影響を調査し、市のウェブサイト等を通じて市民だけでなく、各種団体等へ情報を提供します。

取組		担当課
1	男女共同参画に関する調査、研究	市長公室
2	各種団体等への情報提供	市長公室
3	国・県等の男女共同参画に関する情報収集と提供の充実	市長公室



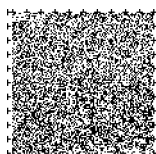
施策の方向3 情報リテラシーの推進

男女共同参画の視点に立った人権学習等の教育を一層推進し、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。多様な性のあり方や正しい知識を認識できるよう、発達段階に応じた幼児期からの性教育や、性や人権、命の尊厳について家庭で話し合えるような環境づくりを推進します。

テレビやインターネット等のメディアの中には、性的・暴力的な表現やイラストが掲載されていることがあります。性的・暴力的表現が、DV（ドメスティック・バイオレンス）の助長や青少年健全育成の妨げになりかねないことから、あらゆる機会を通じてメディア・リテラシー教育やインターネットのフィルタリングの導入を推進します。

また、市の刊行物への配慮や、市内事業所に対し男女共同参画に対する啓発を行います。

取組		担当課
1	女性の人権を尊重する意識啓発	市長公室 福祉課
2	学校、家庭の中での性教育の推進	保健推進課 教育総務課
3	インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	教育総務課 生涯学習課
4	フィルタリングの普及啓発活動の推進	教育総務課 生涯学習課
5	性の商品化等に対する問題意識の啓発	各課
6	固定的な性別役割分担意識を助長する表現の点検と見直し	各課



重点目標 2 多様な分野での男女共同参画の推進

現状と課題

住民意識調査では、女性問題を学習する機会や、女性の地位向上の取り組みに対して、参加経験がない人、今後も参加する意欲のない人の割合が高くなっています。

また、子育てでは、男の子には経済力やたくましさ、女の子には家事能力や気配りを重視する等、性別による偏りが根強く受け継がれていることがうかがわれます。

性別で固定化されることなく多様な分野で活躍できる社会への変革意識を高めるとともに、あらゆる場、あらゆるライフステージにおいて、正しい情報にふれ、自分らしく生きるための学習や選択ができる環境づくりを推進していく必要があります。

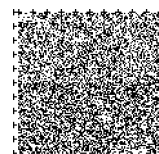
施策の方向

施策の方向 1 総合的な推進

男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会づくりを推進します。

また、男性、子ども、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進します。

取組		担当課
1	市民と協働した広報・啓発活動の実施	市長公室
2	「男女共同参画週間」「行政相談週間」「人権週間」「農村漁村女性の日」等多様な機会を通じた情報発信	市長公室 福祉課 産業振興課



施策の方向2 生涯学習の中での推進

市民一人ひとりの男女共同参画意識を醸成するため、あらゆるライフステージにおいて学習できる環境を整備し、多様化する社会に対応できるよう性別や年齢にかかわらず男女共同参画社会に関する教育・学習の機会を提供し、その充実を図ります。

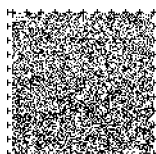
取組		担当課
1	固定的な性別役割分担に捉われない意識醸成に向けた講座、教室の開催	関係各課
2	多様化、高度化した学習ニーズにあった講座の開催	関係各課
3	女性のエンパワーメントのための学習機会の提供	関係各課
4	出前講座の開催	関係各課

施策の方向3 保育・教育の中での推進

男女共同参画意識の形成には、子どもの頃からの環境が大きく影響することから、子どもの発達段階に応じて、学習指導の中で人権尊重や男女の違いの理解、相互協力意識を育て、実践するための教育を充実します。

また、一人ひとりの個性や能力を十分発揮できるよう性別に捉われず、個々に応じた教育や進路指導を推進するとともに、保育者・教育者に対し男女共同参画に関する研修等を充実させ、教職員の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

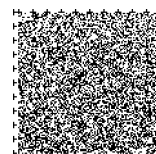
取組		担当課
1	発達段階に応じた自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育の推進	子育て支援課 教育総務課
2	児童の権利の保障や、青少年を取り巻く有害環境浄化に関する啓発の実施	子育て支援課 教育総務課 生涯学習課
3	性別に捉われず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるキャリア教育の推進	教育総務課



取組		担当課
4	男女とも保護者が参加しやすい学校・保育所（園）行事の実施	子育て支援課 教育総務課
5	教育・保育関係者の男女共同参画に関する研修の推進	総務課 子育て支援課 教育総務課

指 標

項目		現状値	目標値
		平成 27 年度 (2016 年 3 月)	平成 32 年度 (2021 年 3 月)
1	男女共同参画の推進の満足度	58.2%	83.3%
2	学習活動への参加者数	125,456 人	160,000 人



基本目標 2 いきいきと暮らせる地域づくり

重点目標 1 まちづくりへの男女共同参画促進

現状と課題

今後の少子高齢化の進行や社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な人材が様々な分野に参画していくことが重要です。

住民意識調査では、政治・経済活動の分野において、男性が優遇されていると感じている人が多く、一方で、役職や公職への就任や立候補を依頼されたとしても、引き受けるという女性は男性より少なくなっており、これまでの男性優位社会の影響もあり、女性の側の意識に参画に消極的な傾向があることがうかがえます。

地域の生活に根ざした女性の視点や能力等を十分反映するべく、審議会等における女性の割合を高める取り組みを推進しています。

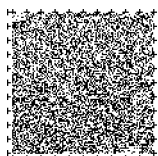
今後も、誰もが様々な分野に関心を持ち、男女がともにあらゆる分野に参画できるよう、環境づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画のための環境の整備

女性の政策・方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図るとともに、審議会や各附属機関の委員等への女性の積極的な登用を進め、様々な意見のもとでの市政運営に努めます。また、女性リーダーの育成やキャリア形成の支援を行います。

取組		担当課
1	市の審議会、委員会等の委員公募を進め、女性の積極的登用の促進	各課
2	まちづくりや観光、文化の伝承活動等地域の活性化に関する活動への女性の参画促進	関係各課
3	岩出市女性人材リストへの登録推奨と活用促進	市長公室



施策の方向2 地域・社会活動の活性化に向けた促進

区・自治会、PTA等の地域活動団体において、性別にかかわらず役員の選考・就任や、会議等に誰もが参加しやすい環境づくりを促すとともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう働きかけます。

取組		担当課
1	地域活動への男女とも多様な年齢層の参加促進	関係各課
2	ボランティア活動等への参加促進	各課
3	各種懇談会、イベント等への積極的参加の促進	各課
4	パブリックコメントへの参加促進	各課
5	環境問題への参加促進	生活環境課

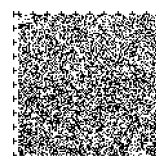
施策の方向3 防災・復興分野における男女共同参画の推進

地域防災の推進にあたっては、計画策定や避難所運営等の災害対応において、男女双方の視点が反映されるよう女性の参画を促進します。

また、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成に努めます。

防災訓練等を実施し、市民や地域の防災意識を高めるとともに、訓練や自主防災組織の活動支援等では、被災時における男女のニーズの違いや女性への配慮等男女共同参画の視点を取り入れるよう意識啓発を行い、災害時に特に困難に直面する人々に配慮することや、災害・復興時において男女が協力しあえるよう、日ごろから、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組めます。

取組		担当課
1	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	総務課
2	自主防災組織の設立・活動支援	総務課
3	地域の防災を担う女性リーダーの養成	総務課



取組		担当課
4	防災に関する研修や訓練の男女とも多様な年齢層の市民の参加促進	総務課
5	災害対策本部構成員への女性職員の配置	総務課
6	防災・復興が円滑に進む基盤となる平常時からの男女共同参画によるまちづくりの推進	各課

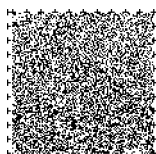
施策の方向4 子育てしやすい環境づくり

安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、「岩出市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育サービスや子育て支援等の充実に努めます。

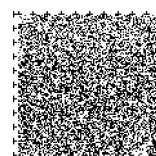
また、ファミリー・サポート・センター事業の充実や、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生が、放課後等に安心して過ごす遊びや生活の場としての放課後児童クラブの充実等、子どもを安心して預けることができる体制整備を図ります。

育児についてのきめ細かい情報提供や、子育て家庭の負担軽減のための支援体制の充実に図ります。

取組		担当課
1	男女共同参画の視点に立った乳幼児健診、育児相談・育児講座の充実	子育て支援課 保健推進課
2	必要な保育の受け入れ枠確保の推進と一時保育等多様な保育サービスの充実	子育て支援課
3	地域子育て支援センター事業の充実と子育てサークル等への支援	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センター事業への支援	子育て支援課
5	妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の確立	関係各課
6	市の各種事業における一時保育、おむつ替え・授乳用テント設置の推進	各課



取組		担当課
7	子育て家庭を支援する取り組みを行っている市内事業所「子育て応援企業」登録制度の推進	子育て支援課
8	妊婦や子育て世帯が利用しやすい公共施設等の整備推進	関係各課
9	（再掲）男女とも保護者が参加しやすい学校・保育所（園）行事の実施	子育て支援課 教育総務課
10	青少年育成市民会議の活動や、放課後子ども教室、スポーツ少年団等、様々な専門知識や経験を持った市民の協力を得た子どもの健全育成の推進	生涯学習課



重点目標 2 家庭生活の中での男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、男性の家事・育児等への参画が少ないことも、女性の活躍を妨げる要因のひとつとなっており、男女がともに家庭での役割を担う環境を整えていくことも不可欠です。

住民意識調査でも、家庭での男女の役割分担については、家庭での家事の役割について、理想よりも実際に主に妻が担当している割合が高くなっており、理想的と考える配分よりも、実際には女性に多く担われていることがみてとれます。

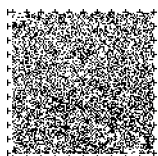
今後も、男女が共に家庭での役割を担う環境を整え、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進することが必要です。

施策の方向

施策の方向 1 子どもに向けた推進

男女共同参画の実現に向けて、次代を担う子どもへの取り組みも重要となります。特に幼少期は様々な体験からその後の人生の価値観を形成する等大切な時期です。そのため、人権を尊重し、能力が発揮できるよう、家庭教育への支援や保育所（園）・幼稚園、学校、地域における教育等の取り組みを充実します。

取組		担当課
1	家族の一員として役割を果たし、家事に参画する教育や、講座開催、啓発活動	市長公室 教育総務課 生涯学習課
2	生活・自活能力やコミュニケーション能力を養成する食育教育と、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培う健康教育の推進	子育て支援課 保健推進課 産業振興課 教育総務課 生涯学習課



施策の方向2 男性に向けた推進

男性の家庭生活への参画を促進するため、意識啓発に取り組むとともに、家事・育児・介護に関する知識、技術の習得を支援します。

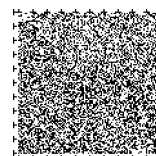
また、男性の家事・育児・介護への参画に対する家庭、地域、職場等周囲の理解を促進します。

取組		担当課
1	家庭・地域への参画促進のための啓発と講座の開催	市長公室 生涯学習課 長寿介護課
2	労働関係団体と連携したワーク・ライフ・バランスの促進	市長公室 産業振興課
3	男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するための食育の普及促進と、生涯にわたって心と身体の健康を維持するための健康管理・保持増進の推進	保健推進課 産業振興課
4	男性の家事・育児・介護への参画に対する周囲の理解を深める啓発	各課

施策の方向3 女性に向けた推進

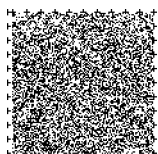
社会生活の様々な場面において固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、生涯を通じてワーク・ライフ・バランスが実現できるよう環境づくりを進め、家庭生活での男女共同参画を推進します。

取組		担当課
1	女性が参加しやすい講座の開催や、地域活動や経済活動への参画促進	関係各課
2	固定的な性別役割分担意識に対する意識改革の促進	市長公室
3	(再掲) 男性の家事・育児・介護への参画に対する周囲の理解を深める啓発	各課



指 標

項目		現状値	目標値
		平成 27 年度 (2016 年 3 月)	平成 32 年度 (2021 年 3 月)
1	審議会等委員への女性の登用率	23.5%	30.0%
2	ボランティアグループの数	20 団体	26 団体
3	地域防災訓練への参加者数	7,774 人	9,500 人
4	子育て応援企業認定事業所数	18 社	30 社
5	地域子育て支援センターの年間利用者数	7,198 組	7,838 組



基本目標 3 働きやすい環境の整備

重点目標 1 雇用分野における男女共同参画の推進

現状と課題

近年、仕事を持つ女性の割合は増えています。また、男女が対等な職場を目指す中で、働きやすい職場環境の整備にむけて「働き方の見直し」が課題となっています。特に仕事と子育て、介護等との両立ができる環境づくりが重要となっています。そのためには、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の実現を図る必要があります。

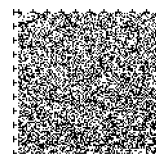
岩出市の女性の労働力率は、出産・育児期にあたる年代で就業率が落ち込むM字カーブを描いており、20～30歳代の落ち込み幅が県より大きくなっています。

住民意識調査では、女性が働き続けるために必要なこととして「家族の理解と協力」が最も高く、次いで「育児・介護休業制」、「柔軟な勤務形態の導入」の割合が高くなっています。家庭での家事・育児や介護を、性別にかかわらず家族で分担する等の市民への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護休暇等の普及や多様な働き方の推進等、事業所と連携した取り組みが重要です。

住民意識調査で職場等においてセクシュアル・ハラスメントを経験したことがある女性は1割半ばとなっていますが、セクシュアル・ハラスメントをなくすためには、事業所や学校等職場での研修や指導を行うことが重要です。社員や職員への周知・啓発、相談窓口の設置等は、事業主等の義務となっています。

今後は、雇用者や労働者への啓発活動を推進するとともに、雇用分野での男女の機会均等を確保し、女性が就業意欲をもって働ける環境づくりに努めることが必要です。

また、働く女性がセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの被害を受けることのないよう、制度の理解の普及・啓発を推進していくことが必要です。



施策の方向

施策の方向1 男女雇用機会均等法の認識を深める啓発

雇用分野での男女の機会均等を確保し、女性が就業意欲を持って働ける環境をつくるため、事業所や労働者に向けて、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

また、あらゆる分野で女性が指導的地位に占める割合 30%以上を目指し、取り組みを推進します。

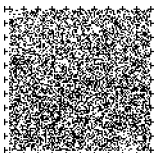
取組		担当課
1	男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた啓発	市長公室 産業振興課
2	男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止のための周知・啓発	市長公室 福祉課 産業振興課
3	男女間の賃金格差の解消に向けた啓発	市長公室 産業振興課
4	事業所に対するポジティブ・アクションの啓発	市長公室 産業振興課

施策の方向2 働きやすい職場環境の整備

家庭における男性の役割が増加する中で、これまでの働き方を抜本的に見直す必要があります。そのため事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進の働きかけを行います。

また、事業所や労働者に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の関係法令の周知を図るとともに、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

さらに、パートタイム労働者や家庭内労働者に向け、パートタイム労働法や家内労働法等労働に関する制度について周知します。



取組		担当課
1	労働行政と連携したワーク・ライフ・バランスの推進	市長公室 産業振興課
2	育児・介護休業等、仕事との両立支援制度の周知	市長公室 産業振興課
3	労働基準法や同法に定められた妊産婦等を保護する制度の周知	市長公室 産業振興課
4	職場における健康確保対策の重要性の啓発	市長公室 保健推進課 産業振興課
5	働く人の健康保持推進のため岩出市がん対策推進企業等連携協定の推進	保健推進課
6	人権やハラスメントについて研修の実施や、従業員への受講勧奨等、事業所に対する啓発の推進	福祉課 産業振興課
7	女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の周知	市長公室 産業振興課
8	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務となっている事業所への周知啓発	市長公室 産業振興課
9	パートタイム労働法、家内労働法の周知	産業振興課

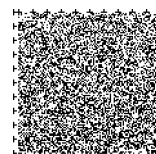
施策の方向3 子どもがいる労働者に対する支援

幼い子どもがいる労働者が安心して働くことができるよう、保育所や学童保育等の保育に関するサービスを充実します。

また、ファミリー・サポート・センターの活動を支援します。

さらに、男性の家事・育児への主体的な参画についての啓発や、子育てと仕事を両立できるよう支援制度の周知を図っていきます。

取組		担当課
1	(再掲) 必要な保育の受け入れ枠確保の推進と一時保育等多様な保育サービスの充実	子育て支援課



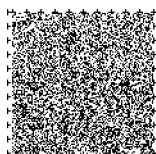
取組		担当課
2	病児保育、病後児保育及び学童保育の充実	子育て支援課
3	(再掲) ファミリー・サポート・センター事業への支援	子育て支援課
4	男性が家事や育児に、主体的に参画することに対する周囲の理解促進に向けた啓発	市長公室
5	(再掲) 育児休業等、仕事との両立支援制度の周知	市長公室 産業振興課
6	(再掲) 労働基準法や同法に定められた妊産婦等を保護する制度の周知	市長公室 産業振興課
7	(再掲) 男女雇用機会均等法に基づくマタニティ・ハラスメント防止についての周知	市長公室 福祉課 産業振興課

施策の方向4 介護が必要な家族がいる労働者に対する支援

介護は依然として女性が担うことが多いことから、各種講座や講演会、ウェブサイト等の情報提供等を通して、支援が必要な人を様々な支援に結びつけることができる体制を整備するとともに、男性の参画を促し、担い手を広げることによって、地域社会全体で支えることができる社会を目指していきます。

さらに、家族介護者に過度の負担がかからないような環境を整え、介護者の状況に応じたきめ細やかな支援等、家族介護者のワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

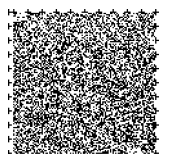
取組		担当課
1	地域包括ケアシステム事業の推進	長寿介護課
2	介護に関する講座及び介護予防講座の実施	長寿介護課
3	岩出市認知症ケアパス及び認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業の普及促進	長寿介護課
4	男性が介護休業・休暇を取得することに対する周囲の理解促進に向けた啓発	市長公室
5	(再掲) 介護休業等、仕事との両立支援制度の周知	市長公室 産業振興課



施策の方向5 相談体制の整備

職場における男女共同参画を推進するため、就労上の問題に対する相談支援事業の周知、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントやメンタルヘルスに関する相談機関の周知とともに、事業所等における相談支援体制の充実を働きかけます。

取組		担当課
1	労働相談、就労相談等各種相談事業の周知	産業振興課
2	様々なハラスメントの相談窓口の周知	福祉課 産業振興課
3	メンタルヘルス対策の推進	保健推進課 産業振興課



重点目標 2 就業意欲の形成と就業能力の開発・向上

現状と課題

住民意識調査では、女性の生き方として、出産や子育てで休業して復帰することを理想とする人が多い中、実際には休業ではなく退職する人が多くなっています。

また、子育て等の理由で就業していない方の9割以上が、適当な仕事があれば働きたいという意向を示していますが、雇用の機会や昇進・待遇等の面で男性が優遇されていると感じている割合が高くなっており、出産や育児に際しての休暇や支援、理解の不足や、性別による就業機会・待遇の不均衡が、女性の就労の妨げとなっていることがうかがえます。

近年、雇用形態が多様化し、非正規雇用者が増加する中、低賃金で雇用が不安定になりがちな非正規雇用者の割合が、男性に比べて特に女性で高いことや、固定的な役割分担意識の影響等による就労の中断等の結果として、女性の年金水準等の低さも指摘されており、女性の貧困が社会問題となっています。

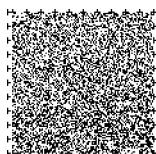
女性も男性も結婚や出産・子育てと仕事を両立し、将来にわたって経済的に自立できるよう、子育て支援・介護支援等の充実や、多様で柔軟性のある就労の場が得られるよう、事業者等との連携を図っていくことが必要です。

施策の方向

施策の方向 1 就業・再就職支援等の整備

女性の就業・再就職の促進に向けて、結婚や出産により職業生活の中断を余儀なくされた女性に対し、就業する、再就職する等多様な働き方ができるよう支援する講座の開催等、環境づくりと、情報提供を充実します。

取組		担当課
1	就職及び再就職希望者に対する講座の開催や情報提供	関係各課
2	専門資格等を活かした再就職の支援情報の提供	関係各課
3	企業誘致推進、新規雇用の促進	産業振興課



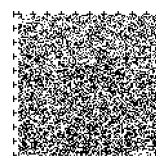
取組		担当課
4	就労相談、支援事業の推進	市長公室 子育て支援課 産業振興課
5	学校教育における男女共同参画の視点に立った職場体験の実施	教育総務課

施策の方向2 多様な働き方等への支援

就業や起業に関する情報提供を行うとともに、就労に向けた自身の意識や行動の改革を促せるよう、能力開発への教育・学習機会の充実を図ります。

非正規雇用から正規雇用への転換等を希望する人に対する各種セミナーの開催、啓発パンフレットの配布、起業の育成支援等に取り組みます。

取組		担当課
1	創業セミナー等の実施及び支援	産業振興課
2	資格・技能情報の収集と提供	子育て支援課 産業振興課
3	(再掲) パートタイム労働法、家内労働法の周知	産業振興課
4	(再掲) 就労相談、支援事業の推進	市長公室 子育て支援課 産業振興課



重点目標3 自営業・農業等における男女共同参画の推進

現状と課題

家族間で営まれる自営業や農業等においては、地域に残る固定的な役割分担意識や慣習等により、女性の労働に対する適正な評価がなされておらず、方針決定への参画は進んでいない状態が多くみられました。

近年では、女性の視点を取り入れた商品開発等、女性の能力を活かす取り組みが進められており、地域の活性化につながっている事例も出てきています。今後も性別にかかわらず、個人がその労働の成果に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において、責任をもって役割を担い活動に参画できる環境づくりが重要です。

施策の方向

施策の方向1 労働に対する正当な評価の推進

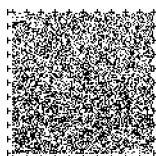
自営業や農業等において、家族全員が労働に対して評価を正当に受け、意欲を持って働けるよう、自営業においては、性別にかかわらない役割分担を決めることや、農業においては家族経営協定や認定農業者制度について推進します。

また、自営業や農業経営者等のニーズに応じ、必要な技術を習得するための情報提供を実施します。

取組		担当課
1	家族経営協定締結の推進	産業振興課
2	認定農業者制度の推進	産業振興課

施策の方向2 労働環境の整備と健康管理対策の推進

自営業や農業に携わる全員が安心して働くことができるよう、国や県と連携し、労働環境の整備や健康管理対策を推進します。



取組		担当課
1	労働条件の改善のための制度の周知	産業振興課
2	自営業・農業等における育児・介護等に関わる男女の負担軽減のためのサービス、支援の充実	子育て支援課 長寿介護課
3	健康管理対策の推進	保健推進課 保険年金課 長寿介護課

施策の方向3 人材の育成

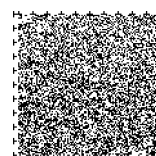
商工会や農業協働組合等の組織における政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、自営業や農業経営に多様な意見を取り入れるよう啓発に努めます。

また、男女共同参画の視点に立った人材を育成するために、講座や学習会の開催を支援します。

取組		担当課
1	政策・方針決定の場への参画支援	産業振興課
2	「6次産業化」を推進する女性の活動等の支援	産業振興課
3	(再掲) 男女共同参画を推進するための講演会・講座の開催	関係各課

指 標

項目		現状値	目標値
		平成27年度 (2016年3月)	平成32年度 (2021年3月)
1	創業セミナー開催数	8回	8回
2	ファミリー・サポート・センター年間利用者数	1,432人	1,765人
3	認知症サポーター数	797人	1,262人



基本目標 4 安全・安心して暮らせる環境づくり

重点目標 1 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

様々な形態の暴力によって生活の安全・安心を大きく阻害する、配偶者等からの暴力（DV／ドメスティック・バイオレンス）被害については、相談件数は少ないものの、住民意識調査ではDV被害を受けた人もみられ、その4人に1人は相談していない現状があります。身体的DVに関しては許されないことと考える人が多い一方で、経済的DV、社会的DV、精神的DVといった暴力に関しては容認する割合が高いことから、被害が潜在化し見えないことや、被害者や加害者になっていることを自覚していないことも考えられます。

また、子どものいる家庭でのDVは、子どもへの心理的虐待が懸念され、子どもに深刻な影響を与えることが問題となっています。

家庭内や施設内での暴力としては、児童、高齢者や、障害者等への虐待も問題となっており、特に深刻な被害に遭いやすいのが介護や支援が必要な人たちです。

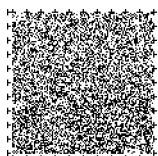
特に、大型災害時には、DVや虐待が顕在化したり、女性や子ども等が暴力、性暴力の被害に遭うリスクが高まることが指摘されています。

このような暴力の根絶にむけて、更なる広報・啓発に努め、「あらゆる暴力をしない、させない」といった意識の醸成を図るとともに、相談・支援の充実と周知徹底を推進することが必要です。

施策の方向

施策の方向1 DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDVについての啓発活動と理解促進

DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDV、DV防止に関する法制度や支援制度を、市広報紙やウェブサイト等多様な広報媒体を活用して情報提供や啓発を進め、正しい知識の普及を図ります。



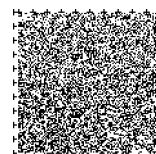
取組		担当課
1	DV防止についての啓発、講座の開催	市長公室 福祉課 子育て支援課
2	デートDV防止についての周知徹底	市長公室 福祉課 子育て支援課 教育総務課
3	女性に対する暴力をなくす運動の一層の推進	市長公室 福祉課
4	ストーカー行為等の規制等に関する法律等の広報啓発	市長公室
5	いじめや暴力を伴わない人間関係を構築するための教育・学習の充実	子育て支援課 教育総務課
6	(再掲) インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	教育総務課 生涯学習課

施策の方向2 性暴力や様々なハラスメントの防止対策の推進

市広報紙やウェブサイト等多様な広報媒体の活用により、性暴力やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、モラルハラスメント、災害時における性暴力等、あらゆる暴力に関して、情報提供や講座・講演会等により、知識の共有と暴力を許さない意識づくりを進めます。

また、学校や家庭の場で正しい知識について啓発し、性についての理解を促します。

取組		担当課
1	様々なハラスメント防止に向けた啓発活動	市長公室 福祉課 保健推進課 産業振興課
2	通学路や公園等における防犯・安全対策強化	総務課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課

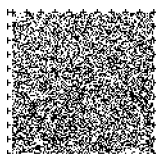


取組		担当課
3	地域安全情報の提供	総務課 教育総務課
4	子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上、子どもに対する性的な暴力根絶に向けて啓発活動の推進	総務課 教育総務課 生涯学習課
5	避難所運営マニュアルへの反映	総務課
6	性暴力に関する相談窓口の周知	市長公室 子育て支援課

施策の方向3 児童・高齢者・障害者への虐待防止

児童・高齢者・障害者への虐待防止に向けて、発生予防、早期対応のため、相談窓口の周知・充実、関係機関の連携強化を図ります。

取組		担当課
1	児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の周知	福祉課 子育て支援課 長寿介護課
2	相談窓口の周知及び充実	福祉課 子育て支援課 長寿介護課
3	岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議の充実	子育て支援課
4	地域関係機関とのネットワークの強化	福祉課 保健推進課 長寿介護課



重点目標 2 安心して相談できる環境づくり

現状と課題

被害者の安全確保、自立を確実なものとするため、適切な助言・措置を実施できる体制を整える必要があります。

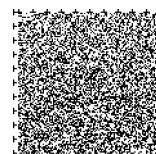
施策の方向

施策の方向 1 相談体制の充実

相談窓口の周知・充実、関係機関の連携強化を図ります。

また、被害者に対応する相談員、窓口対応の職員等に対し、DVに関する正しい理解と認識を深め、支援策等について学ぶ機会を設け、相談員の専門性と被害者支援力の向上を図るとともに、二次的被害を防止します。

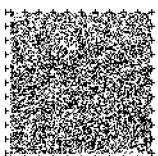
取組		担当課
1	(再掲) 相談窓口の周知及び充実	福祉課 子育て支援課 長寿介護課
2	(再掲) 岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議の充実	子育て支援課
3	(再掲) 地域関係機関とのネットワークの強化	福祉課 保健推進課 長寿介護課
4	相談窓口ほか職務関係者に対する研修の充実、人材育成	総務課
5	学校等における子どもが相談しやすい環境の整備	教育総務課
6	災害時における相談窓口の設置	総務課
7	男性被害者に対しても配慮できる相談体制の充実	子育て支援課



施策の方向2 関係機関との連携・協力体制の強化

市の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、配偶者等からの暴力の予防、救済、支援ができる体制の確立を目指します。

取組		担当課
1	被害者にさらなる被害（二次的被害）防止のための情報の提供	市長公室 子育て支援課
2	（再掲）岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議の充実	子育て支援課
3	（再掲）地域関係機関とのネットワークの強化	福祉課 保健推進課 長寿介護課



重点目標 3 自立への支援体制の整備

現状と課題

DVを防止し、根絶する取り組みを進めるとともに、DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会を目指した取り組みを推進していく必要があります。被害者の自立を確実なものとするため、個人情報の保護のもとに、適切な助言・措置を実施できる支援が必要です。

施策の方向

施策の方向 1 被害者の保護と自立のための希望に沿った支援

重大な事故に繋がりがかねない暴力から被害者を保護するとともに、各種支援情報提供と自立に向けた支援体制の整備等施策を総合的に推進します。

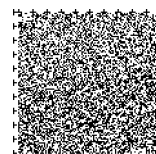
また、県等の関係機関との連携をさらに強化し、支援を行います。

取組		担当課
1	関係機関と連携し、緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護の実施	子育て支援課
2	各種手続きや制度の利用等の情報提供及び助言	関係各課
3	関係機関と連携した被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援	子育て支援課 教育総務課

施策の方向 2 個人情報の保護

繰り返される暴力を断ち切るためには、住居地等の個人情報を加害者に知らせないことが重要となります。そのためには、個人情報保護制度の正しい理解に向けた普及啓発活動や本市における個人情報保護の取り組みをさらに進めます。

また、被害者、相談者の個人情報の保護を徹底します。

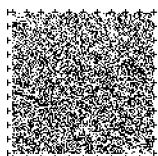


取組		担当課
1	被害者情報の保護の徹底	関係各課
2	被害者等が通う職場、学校等における被害者等の個人情報配慮への重要性の啓発	市長公室 産業振興課 教育総務課

施策の方向3 関係機関との連携・協力体制の強化

被害者支援について、関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。
また、民間支援団体と連携し、積極的に協力します。

取組		担当課
1	(再掲) 各種手続きや制度の利用等の情報提供及び助言	関係各課
2	(再掲) 関係機関と連携した被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援	子育て支援課 教育総務課



重点目標 4 多様性を認め、様々な困難な状況におかれている人が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、介護が必要な高齢者やその家族、障害者やひとり親家庭、性的少数者（性的マイノリティ）等、誰もが生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。

そのためには、様々な状況におかれている人々の多様な生き方に一人ひとりが知識と理解を深め、行政の支援に加えて地域での支援の輪をひろげていくことも課題となっています。

また、障害者においては、その障害を理由に社会への参画が制約されることのないよう日常生活や社会生活における配慮が求められています。

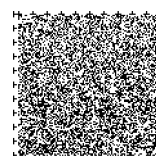
施策の方向

施策の方向 1 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障害者、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等、きめ細やかな福祉サービスの充実を図ります。

また、介護を担う家族の負担を軽減し、家庭生活や仕事等を両立できる環境づくりに努めます。

取組		担当課
1	（再掲）地域包括ケアシステム事業の推進	長寿介護課
2	（再掲）介護に関する講座及び介護予防講座の実施	長寿介護課
3	（再掲）岩出市認知症ケアパス及び認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業普及促進	長寿介護課
4	緊急通報体制等整備事業の普及促進	長寿介護課
5	障害者差別解消法の周知と障害福祉サービスの充実	福祉課
6	関係機関と連携した相談窓口の充実	福祉課 長寿介護課



取組		担当課
7	生涯学習講座や社会参画の促進	生涯学習課
8	老人クラブの活動支援や、交流事業の推進	長寿介護課 生涯学習課
9	高齢者・障害者を扶助するボランティアの養成	福祉課 長寿介護課
10	シルバー人材センターの充実、就労支援及び雇用の促進	福祉課 長寿介護課
11	公共交通の充実	総務課

施策の方向2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等が自立できるよう、生活支援、就業支援、経済的支援等、きめ細やかな福祉サービスを提供するとともに、困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、学校生活上のことや家庭のこと等の相談に対応できるよう努めます。

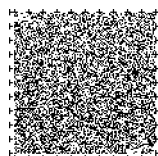
取組		担当課
1	福祉サービスの充実	子育て支援課
2	相談窓口の充実	子育て支援課
3	自立援助施策の充実	子育て支援課

施策の方向3 性的少数者への理解の推進

性的指向や性同一性障害に対する理解を深めるため、性的少数者に関する正しい知識と理解を深める機会の充実に取り組みます。

また、学校生活において、自分の性別に違和感を覚える児童生徒に配慮した対応を行います。

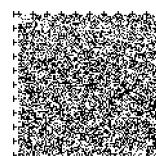
取組		担当課
1	性的少数者への理解の促進	市長公室 福祉課
2	(再掲) 学校等における子どもが相談しやすい環境の整備	教育総務課



施策の方向4 国際交流と理解の推進

学校教育や地域における語学教育、多文化に触れ合う機会の提供により、市民、児童・生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の育成を図り、多文化への理解を推進し、地域に暮らす外国人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

取組		担当課
1	学校や地域における国際理解のための教育の推進	教育総務課 生涯学習課
2	地域の中での国際交流の推進	生涯学習課
3	外国人に対する情報提供や相談窓口の充実	各課
4	ヘイトスピーチ解消法の周知	福祉課



重点目標 5 男女共に生涯を通じた健康支援

現状と課題

住民意識調査では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の認知度は上昇しつつあるものの、8割近くの人に知られていない状況となっています。夫婦や恋人の間で、避妊に協力しないことを容認するという人も少なくなく、性差を踏まえた心身の健康や権利に関する認識が十分に浸透していないことがうかがえます。

また、誰もがいきいきと暮らすために、生涯にわたる健康支援が必要です。

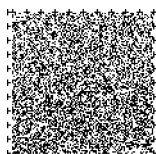
健康管理・保持・増進に関する情報提供、医療機関等の情報提供を行うとともに、学校や地域での教育を通して、性に関する指導、感染症予防、薬物被害の防止教育等を含め、子どものころからの健康づくり活動や健康相談事業等の体制の充実が必要です。

施策の方向

施策の方向 1 生涯にわたる健康支援の充実

心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、妊娠・出産期、思春期や更年期等ライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図るとともに、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の啓発を進めていきます。

取組		担当課
1	各種健診受診、保健指導の勧奨	保健推進課 保険年金課
2	健康相談、こころの健康相談の充実	保健推進課
3	スポーツの参加推進	生涯学習課
4	健康寿命延伸のための各種健康教室の開催や情報提供	保健推進課 長寿介護課
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進	市長公室 保健推進課



施策の方向2 思春期における健康づくり

思春期の保健対策として、性感染症への正しい知識の普及啓発や性の悩みや心の悩みに対する相談支援、喫煙・飲酒の防止、薬物乱用の防止対策等、正しい理解に向けた対策を充実します。

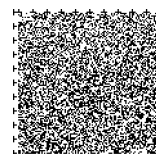
取組		担当課
1	健康な身体づくりの推進	教育総務課 生涯学習課
2	性差による健康に関する学習機会の充実	教育総務課
3	性の悩みや心の悩みに対する相談窓口の充実	教育総務課 保健推進課
4	喫煙・飲酒の防止、薬物乱用の防止	教育総務課 生涯学習課

施策の方向3 母子保健の充実

母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産、子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談等のサービスを充実します。

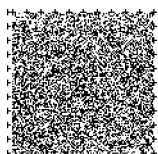
また、不妊治療に関する支援を充実します。

取組		担当課
1	早期の妊娠届出の勧奨、妊婦、乳幼児健診の充実	保健推進課
2	(再掲) 妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の確立	関係各課
3	喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等の情報提供	保健推進課
4	男女の不妊等妊娠・出産に関する相談の実施	保健推進課



指 標

項目		現状値	目標値
		平成 27 年度 (2016 年 3 月)	平成 32 年度 (2021 年 3 月)
1	DVについての周知度	55.0%	58.0%
2	がん検診受診率	37.4%	50.0%
3	妊婦検診受診率	95.3%	100.0%
4	大阪方面路線バス・岩出市巡回バスの利用者数	127,571 人	140,000 人
5	シルバー人材センターへの加入者数	414 人	500 人
6	老人クラブへの登録者数	1,967 人	2,500 人
7	スポーツ施設の年間利用者数	291,217 人	350,000 人



基本目標 5 行政組織内の取り組み

重点目標 1 行政組織内の意識改革

現状と課題

男性も女性も生活しやすい男女共同参画社会を実現するためには、行政が率先して男女共同参画による取り組みを進めることが重要です。

本市では、職員に対する研修等の意識啓発や、性別によらない職員配置・審議会委員委嘱の推進等、行政における男女共同参画の推進に努めてきました。

今後も引き続き、職員の意識改革を進め、行政組織内の男女共同参画を実現することが重要です。

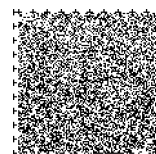
施策の方向

施策の方向 1 職員の意識改革

職員に対して、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を推進するため、積極的な情報提供や研修機会の充実を図ります。

また、広報等の出版物において、行政が使う言葉や表現は社会的な規範とみなされやすく、市民に与える影響も大きいため、性別による固定的な表現がないかどうか等、常に確認します。

取組		担当課
1	職員研修の充実	総務課
2	職員の意識調査の実施	市長公室
3	市の刊行物・行政文書等の表現の点検と見直し	各課



施策の方向2 審議会等委員への女性の参画拡大

本市における審議会等の女性の登用を一層図り、多様な意見を行政に取り入れるようにします。

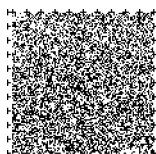
取組		担当課
1	審議会・委員会等への女性の積極的登用	各課
2	公募委員の推進	各課
3	パブリックコメントの推進	各課

施策の方向3 プランの推進と検証

本プランを着実かつ効果的に推進するためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体等が連携し、様々な場面で推進していくことが重要です。

また、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法等を見直していくことが必要なことから、職員による検証作業を行うとともに、（仮称）岩出市男女共同参画プラン検証委員会の設置を検討します。

取組		担当課
1	プランの着実な推進	各課
2	検証体制の確立	市長公室



重点目標 2 女性職員の登用と環境づくりの推進

現状と課題

市役所では、部署によっては、職員配置の男女均等化の進捗に偏りがみられる状況となっています。

また、男性職員の育児休業等の活用についても、取得実績は増えていますが、十分に進んでいないのが現状です。

性別にかかわらず職員の採用・配置・育成を通じて、男女が共に活躍できる環境づくりに努めていくことが必要です。

施策の方向

施策の方向 1 人材育成の促進

性別による職員採用の偏りがなければ見直し、適正に採用を行うとともに、性別に捉われず、個人の能力や適性を重視した職務分担や配置を行います。

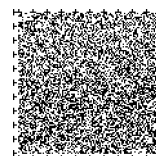
また、職員のより一層の資質向上のための研修等を通じて、行政の各分野において人材の育成を図ります。

取組		担当課
1	性別にかかわらない職員配置の促進	総務課
2	男女共に能力を高め、能力を活かすための研修の実施	総務課

施策の方向 2 職場における環境づくりの促進

男女共に個人の能力を活かせるような職員配置に努めます。

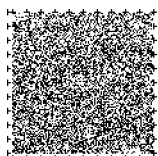
また、男性職員の育児休業や介護休業の取得を促進するとともに、女性職員、男性職員が家庭や仕事に関する情報交換・交流できる場を提供し、ワーク・ライフ・バランスの推進への意識向上を図るとともに、職員のニーズや職場環境の実態等の把握に努めます。

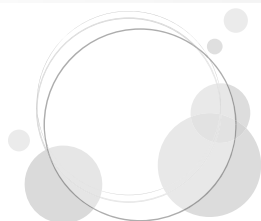


取組		担当課
1	職員配置の男女均等化の促進	総務課
2	職員の育児・介護休業制度の活用促進	総務課
3	男性職員の育児休暇、配偶者出産休暇等の取得促進	総務課
4	ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課
5	ハラスメント等の相談体制の充実	総務課

指 標

項目		現状値	目標値
		平成 27 年度 (2016 年 3 月)	平成 32 年度 (2021 年 3 月)
1	審議会等委員への女性の登用率	23.5%	30.0%
2	男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率	50%	100%





資料編

1 用語解説

ア 行

〔育児・介護休業法〕

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。育児及び家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。

〔M字カーブ〕

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になります。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

〔エンパワーメント〕

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことという意味があります。

カ 行

〔家族経営協定〕

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

〔家内労働法〕

家内労働者の工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定め、労働条件の向上を図る法律です。

〔緊急通報体制等整備事業〕

高齢者のみの世帯等に、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるように緊急時の連絡体制を整備する事業です。

〔高齢者虐待防止法〕

正式名称は「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。国と地方公共団体、国民の責務、被虐待高齢者の保護措置、養護者への相談・指導・助言等の支援措置を定め、施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護する法律のことです。

〔固定的な役割分担意識〕

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のことをいいます。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的な役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれています。

サ 行

〔児童虐待防止法〕

正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」。児童虐待の防止と対応を促進することを目的とした法律です。

〔障害者虐待防止法〕

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課す等しています。

〔審議会等〕

地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のことをいいます。

＜参考＞

国では、平成32年（2020年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態（女性委員の割合が40%以上60%以下）を目指すとしています。

〔セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）〕

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為のことです。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられています。

タ 行

〔男女共同参画社会〕

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、共に責任を担うべき社会のことです。

〔男女雇用機会均等法〕

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的としています。

〔男女平等〕

本計画における「男女平等」とは、日本国憲法第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」にあるような法律の下での平等を指します。

〔地域子育て支援センター事業〕

子育てに関する相談、子育ての情報収集と提供、育児講座の実施や子育てサークルの支援を行う事業。拠点、岩出保育所、岩出市総合保健福祉センター(あいあいセンター)の2か所で運営しています。

〔地域包括ケアシステム事業〕

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにする地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。

〔デートＤＶ〕

婚姻関係にない恋人同士の間で起こるＤＶのこと。メールのチェックや束縛といったものや、借金をさせる、暴力を振るう、合意のない性行為を強要する等があります。

〔ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）〕

配偶者や恋人、親子等の親密な関係の人から受ける暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれます。

ナ 行

〔認定農業者制度〕

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じるものをいいます。

ハ 行

〔パートタイム労働法〕

正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。短時間労働者の労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施等の雇用管理の改善を図る法律のことです。

〔パブリックコメント〕

公的な機関が規則等を制定しようとする時に、広く公に意見・情報・改善案等を求める手続きのことをいいます。

〔ハラスメント〕

嫌がらせやいじめのことをいいます。

〔ファミリー・サポート・センター〕

育児の援助を行いたい者と受けたい者が相互援助活動をすることで、地域の子育て支援を行う組織。主な事業として、保育園の送迎、発熱時の迎えと受診、病児預かり等があります。

〔フィルタリング〕

インターネットのプロバイダーや携帯電話事業者等が提供するサービスのひとつで、サーバー側で制限をかけ、未成年にふさわしくない内容等特定のウェブサイトにはアクセスできないようにする機能のことをいいます。

〔ヘイトスピーチ〕

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことです。

〔ポジティブ・アクション〕

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんど配置されていない」、「課長級以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者間に生じている場合、このような差を解消しようと企業等が行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいいます。積極的改善措置とも訳されます。

マ 行

〔マタニティ・ハラスメント〕

妊娠・出産・育休等を理由とする、解雇・雇い止め・降格等の不利益な取扱いを行うことをいいます。

〔メディア・リテラシー〕

メディア（新聞やテレビ、ラジオ等）から流れる情報をそのまま信じるのではなく、自分なりに判断し、選択して使い、自己発信することをいいます。

〔メンタルヘルス〕

心の健康のことをいいます。

〔モラルハラスメント〕

言葉や態度等で繰り返し相手を攻撃する精神的暴力のことです。

ラ 行

〔ライフスタイル〕

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のことを指します。

〔ライフステージ〕

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職等の年齢に伴って変化する生活段階のことを指します。

〔リプロダクティブ・ヘルス／ライツ〕

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は、生殖の過程に疾病がないということではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態のことです。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことです。

〔6次産業化〕

農業や水産業等の1次産業が、食品加工（2次産業）や流通販売（3次産業）にも業務展開している経営形態を表します。6次産業の「6次」とは、1次産業、2次産業、3次産業の数字をそれぞれ足した、あるいは掛け合わせた数を意味します。

ワ 行

〔ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）〕

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのことです。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動等様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらします。

2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

3 和歌山県男女共同参画推進条例

平成十四年三月二十六日
条例第十四号

和歌山県男女共同参画推進条例をここに公布する。
和歌山県男女共同参画推進条例

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第 18 条—第 22 条)
- 第 4 章 和歌山県男女共同参画審議会(第 23 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則(第 26 条)
- 附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。
和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根強く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 19 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第 20 条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者(以下「県民等」という。)からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

第 21 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(以下「被害者」という。)に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 3 条第 1 項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設(以下「センター等」という。)の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力(以下「暴力的行為等」という。)が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者(以下「加害者等」という。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(平 17 条例 94・平 25 条例 47・一部改正)

(苦情への対応)

第 22 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第 4 章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第 23 条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 6 日条例第 94 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 4 日条例第 47 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

4 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例

平成二十八年九月九日

条例第十六号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ効果的に推進する計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岩出市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 岩出市の男女共同参画に係る基本計画の策定に関すること。

(2) その他岩出市の男女共同参画に係る基本計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の推薦する者

(3) 公募による者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 委員長は必要に応じ、委員会に部会その他これに類する組織を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の岩出市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（平成15年岩出町要綱第8号）の規定により設置された岩出市男女共同参画プラン策定委員会（以下「従前の委員会」という。）の委員の職にある者は、この条例の規定により設置された委員会の委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に従前の委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この条例の規定により設置された委員会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

（最初に行われる委員会の招集の特例）

4 委員の任期満了後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 岩出市男女共同参画プラン策定委員会名簿

◎：委員長 ○：副委員長

氏 名	所 属
◎ 上西 令子	学識経験者 公益財団法人和歌山県人権啓発センター
岡崎 日登美	岩出市民生委員児童委員協議会
尾高 理帆	公募
小林 和男	公募
種村 秀子	公募
西岡 孝芳	那賀消防組合消防本部
福田 清子	岩出市女性会議
久枝 壮一郎	岩出市PTA連合会
松見 隆広	岩出市商工会
○ 矢野 史子	岩出市男女共同参画推進員会
山下 久美子	公募
湯浅 二美	岩出市立小中学校

(敬省略・五十音順)

第4次岩出市男女共同参画プラン
～ハーモニープラン～

平成29年3月

発行：岩出市 市長公室

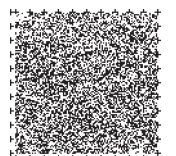
〒649-6292

和歌山県岩出市西野209番地

TEL 0736-62-2141

FAX 0736-63-5229

URL <http://www.city.iwade.lg.jp/>





岩出市イメージキャラクター
そうへいちゃん